

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成27年那智勝浦町議会第2回定例会)

平成27年5月13日

9 時 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	4
日程第3	諸報告	4
日程第4	報告第1号 専決処分(那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例)した事件の承認について	7
日程第5	報告第2号 専決処分(那智勝浦町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例)した事件の承認について	13
日程第6	報告第3号 専決処分(那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例)した事件の承認について	14
日程第7	報告第4号 専決処分(平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算(第6号))した事件の承認について	16
日程第8	報告第5号 専決処分(平成26年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第3号))した事件の承認について	34
日程第9	報告第6号 専決処分(平成26年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第4号))した事件の承認について	37
日程第10	報告第7号 専決処分(平成26年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第3号))した事件の承認について	39
日程第11	報告第8号 専決処分(平成26年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第2号))した事件の承認について	41
日程第12	報告第9号 平成26年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	42
日程第13	報告第10号 平成26年度那智勝浦町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	43
日程第14	議案第41号 那智勝浦町企業立地促進条例	44
日程第15	議案第42号 那智勝浦町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例	45
日程第16	議案第43号 那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例の一部を改正する条例	46
日程第17	議案第44号 那智勝浦町重度心身障害児者医療費支給条例の一部を改正する条例	47
日程第18	議案第45号 那智勝浦町消防団条例の一部を改正する条例	48
日程第19	議案第46号 平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算(第1号)	50

日程第20 議案第47号 平成27年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）……………86

日程第21 議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任について……………93

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	左近 誠	2番	荒尾 典男
3番	下崎 弘通	4番	森本 隆夫
5番	蜷川 勝彦	6番	湊谷 幸三
7番	田中 幸子	8番	東 信介
9番	松岡 大輔	10番	山縣 弘明
11番	中岩 和子	12番	引地 稔治

3. 会議録署名議員の氏名

6番	湊谷 幸三	7番	田中 幸子
----	-------	----	-------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町長	寺本 眞一	副町長	植地 篤延
教育長	森 崇	消防長	江崎 光洋
参事 (総務課長)	城本 和男	教育次長	下 康之
総務課 課長	矢熊 義人	会計管理者	田代 雅伸
国体推進室 室長	喜田 直	税務課長	久葛 章功
病院事務長	玉井 弘史	福祉課長	大江 政典
住民課長	在仲 靖二	建設課長	橋本 典幸
観光産業課長	関 正行	総務課主幹	塩地 法政
水道課長			

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	伊藤 善之
事務局主査	青木 徳之
事務局副主査	疋田 晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

[4番森本隆夫議長席に着く]

○議長（森本隆夫君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しておりますとおり、傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力をいただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時00分 開会

○議長（森本隆夫君） ただいまから平成27年第2回那智勝浦町議会定例会を開会します。

会議の前に、4月1日付で行われました職員異動について総務課長から報告させます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） おはようございます。

4月1日付で人事異動がございましたので、異動のありました番外席職員の紹介をさせていただきます。

前のほうへお願いをいたします。

議員席から見て右側から紹介させていただきます。

消防本部消防長江崎光洋、教育次長下康之、水道課長関正行、観光産業課長在仲靖二、総務課国体推進室長矢熊義人、選挙担当総務課主幹塩地法政、どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 次に、4月1日付で行われました議会事務局職員の異動について局長から報告させます。

局長伊藤君。

○事務局長（伊藤善之君） 議会事務局の関係でございます。

青木徳之主査です。よろしく願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時01分 開議

○議長（森本隆夫君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森本隆夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

6番湊谷幸三君、7番田中幸子君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 会期の決定

○議長（森本隆夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

6番湊谷君。

○議会運営委員長（湊谷幸三君） それでは、議会運営委員会の協議の結果を御報告いたします。

去る5月8日に議会運営委員会を開会いたしまして、平成27年第2回定例会の日程等について協議をいたしました。その結果について御報告を申し上げます。

本定例会に付議すべき事件は、報告が10件、条例の制定及び改正が5件、補正予算が2件、人事案件1件の合計18件となっております。

会期は、本日13日から21日までの9日間を予定しております。本会議4日、委員会2日、純休会3日となっています。

議事予定表をごらんいただきたいと思えます。

〔議事予定表朗読〕

それでは、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から5月21日までの9日間に行いたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、会期は本日から5月21日までの9日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第3 諸報告

○議長（森本隆夫君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告はお手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 皆さんおはようございます。

本日、平成27年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用中にもかかわらず御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

議題とすべき諸議案の概要について御説明を申し上げるに先立ち、諸報告をさせていただきます。

まず、新病院の建設については、議員の皆様を初め町民の皆様方に御心配をおかけしているところであります。平成23年の台風12号災害により建設計画がおくれ、また近年の建設コスト高騰などにより、建設の時期について慎重に判断をしていきたいとお伝えし、平成27年度当初での予算計上を見送り、できる限りの見直しを行ってまいりました。

当初計画においては、災害支援病院として、免震構造や今後の地域医療のためにできる限りの機能を維持する方向で進めてまいりましたが、行政としてやらなければならない事業が山積

する中で、平成26年度に再度今後の財政見通しの検討を行い、さらに町民の皆さんの御意見も頂戴いたしました。今回の見直し後の新計画においては、基本計画に係る分についても検討の対象とし、新病院の建設のために、構造や病床数の削減、診療科目についても内科、整形外科、リハビリ科を中心とした診療体制の見直しを行っております。また、入札方式につきましても、設計・施工一括発注方式を活用することにより建設コストの大幅削減を行い、延べ床面積約8,500平方メートル、病院建設費総額50億円、うち病院施設整備費36.5億円での建設予定としております。

今議会におきまして、病院会計で平成28年度、平成29年度の新病院建設のための債務負担行為、建設費前払い金の補正予算をお願いしております。平成29年度末の完成を目指し、新病院建設事業を着実に進めてまいります。

次に、建設関係について報告します。

土砂災害の研究拠点としての和歌山県土砂災害啓発センターの起工式が5月2日に開催されました。平成28年4月オープン予定で工事が進められます。

災害復旧工事関係ですが、国土交通省の土石流対策砂防事業につきましては、8支流8カ所で本堰堤が完成し、陰陽川の本堰堤及び他の6支流で第2堰堤及び平野川の堆積工の工事に着手しております。

和歌山県の災害復旧事業による太田川は平成27年9月の国体までに、那智川は平成27年度末完成に向けて工事を進めております。

国の補助を受けた町災害復旧事業につきましては、46件中45件が完了し、1件を現在工事中であります。

大谷地区残土処理場は、平成26年度で約11万立方の土砂を搬入いたしました。

那智勝浦道路につきましては、国土交通省より川関一市屋間が9月の国体までに供用を開始すると正式に発表され、全域で工事が進んでおります。

次に、農林関係について報告いたします。

那智駅交流センターの丹敷の湯につきましては、ボイラーの故障により4月15日から休業しており、利用者の皆様には御不便をかけているところでございます。老朽化等により、以前から修繕で対応しておりましたが、今回は修繕での対応が不可能な状態であり、ボイラー、ろ過器等の入れかえを含め、浴室の改修等工事をあわせて今回の補正予算に計上させていただいておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

水産関係です。

皆様御存じのとおり、3月23日に386キロのクロマグロが水揚げされ、勝浦漁港の記録を更新したところですが、さらに4月9日には411キロのクロマグロが水揚げされ、新聞、ニュース等で大きく取り上げられ、マグロの町をアピールする絶好の機会となり、那智勝浦町にとって非常に喜ばしいニュースでありました。

次に、観光関係です。

4月25日から5月6日までのゴールデンウイーク12日間の宿泊は、昨年より1日長い大型連

休となり、また天候に恵まれたこともあり、宿泊は2万9,670名、日帰りは4万9,362名、前年比26.3%の増となりました。本年はわかやま国体なども控えており、今後とも一人でも多くのお客様に来町していただけるように積極的に誘客に取り組んでまいります。

5月8日から9日にかけて、6月6日からカナダで開催される女子サッカーワールドカップに向け必勝祈願に日本サッカー協会から上田理事を初め2名が熊野三山を訪問され、9日に那智大社、青岸渡寺に御参拝いただいたところでございます。ワールドカップ連覇に向け、なでしこジャパンの活躍を期待するところでございます。

次に、会議に付議すべき事件について御報告いたします。

提案させていただいております議件は18件でございます。

その内訳は、専決処分の報告8件、地方自治法等に基づく報告2件、条例の制定1件、条例の一部改正4件、平成27年度補正予算2件、固定資産評価審査委員会委員の選任1件となっております。その概要について御説明を申し上げます。

報告第1号から報告第3号は、条例の一部を改正する条例について専決処分の承認をお願いするものであります。

報告第4号は、平成26年度一般会計補正予算について専決処分の承認をお願いするもので、歳入については町税、地方交付税、国庫補助金など、歳出については事業費の確定、特別会計への繰出金などの調整によるものであります。

報告第5号から報告第8号は、国民健康保険事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、水道事業会計、病院事業会計に係る平成26年度補正予算について専決処分の承認をお願いするもので、事業費等の確定による増減が主なものとなっております。

報告第9号は、一般会計予算の繰越計算書についての報告であります。

報告第10号は、一般会計予算の事故繰越計算書についての報告であります。

議案第41号は、町内に事業所や工場等を設置する者に対する奨励措置として3年間の固定資産税を免除するものであり、条例の制定をお願いするものであります。

議案第42号から議案第44号は、県の補助金交付要綱の一部改正に伴う条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第45号は、消防庁からの通知に伴う条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第46号は、平成27年度一般会計補正予算であり、主なものについては、那智駅交流センター丹敷の湯のボイラーやろ過器等の改修工事、色川小中学校統合校舎新築工事、新病院建設に係る繰出金などの補正で、歳入歳出それぞれ5億8,516万円を追加し、予算総額を85億6,256万4,000円とするものであります。

議案第47号は、平成27年度病院事業会計補正予算であり、主なものについては、新病院建設事業費の計上によるものであります。

議案第48号は、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

以上が本議会に提案いたしました18件の概要であります。その詳細につきましては担当課長

より説明をいたしますので、何とぞ御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第1号 専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第4、報告第1号専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 報告第1号専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。平成27年3月31日専決処分をいたしております。

今回の税条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日付で公布されております。これを受けまして、本町においても那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例を31日付で専決処分させていただいたものでございます。例年、このような形で上位法令の改正に伴う税条例の改正をお願いしております。

次のページ以降、改正する条例を記載しておりますが、今回の改正内容につきましては、この専決処分書の次に関係資料及び新旧対照表をお配りさせていただいております。説明はそちらの関係資料のほうで説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

関係資料の1ページをお願いいたします。

第1条、那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下、条例の改正を記載してございます。

資料中、線で囲んだ枠内のところがその上の改正内容を説明したものでございます。

1番目の線で囲んだ枠内をお願いいたします。

第2条は、この条例の用語の意義を定めたもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の施行に伴う所要の規定の整備を行うものです。

2番目の線で囲んだ枠内をお願いいたします。

第23条第2項は、外国法人に対する納税義務者等の適用について定めたもので、法人町民税における恒久的施設に係る規定が地方税法にも規定されたため、所要の規定の整備を行うものです。

3番目の線で囲んだ枠内をお願いいたします。

第31条は、法人町民税の均等割の税率を定めたもので、税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴う所要の措置を行うものです。

2 ページをお願いいたします。

1 番目の枠内をお願いいたします。

第33条第2項は、個人町民税所得割の課税標準を定めたもので、所得税における国外転出時の課税の創設（時価1億円以上の有価証券等を有する等の一定の要件に該当する者が国外に転出する際に、その有価証券等の譲渡したものとみなして課税する特例）に伴い、個人町民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については所得税法の計算によらないものとするものです。

2 番目の枠内をお願いいたします。

第36条の2第8項は、町民税の申告について定めたもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の規定の整備を行うものです。

3 番目の枠内をお願いいたします。

第36条の3の3第4項は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について定めたもので、本項規定中、公的年金等受給者が申告書にかえて申告書に記載すべき事項を電磁的方法により公的年金等支払者に提供する場合、所得税法第203条の5の第4項に定める納税地の所轄税務署長の承認を受けるとする規定が第5項に繰り下がったため、所要の規定の整備を行うものです。

4 番目の枠内をお願いいたします。

第48条第6項は、法人の町民税の申告納付について定めたもので、本項規定中、連結子法人の規定を定める法人税法「第2条第12号の7の3」が「第2条第12号の7」に改められたため、所要の規定の整備を行うものです。

5 番目の枠内をお願いいたします。

第50条第3項は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続について定めたもので、本項規定中、連結親法人の規定を定める法人税法「第2条第12号の7の2」が「第2条第12号の6の7」に改められたため、所要の規定の整備を行うものです。

3 ページをお願いいたします。

1 番目の枠内をお願いいたします。

第51条は、町民税の減免について定めたもので、第2項の改正規定については、減免を受けようとする者の申請書の提出期限を、国の要請により減免を受けようとする者の利便を配慮する観点から、「納期限前7日」を「納期限」に改めるものです。

1号を加える規定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の規定の整備を行うものです。

2 番目の枠内をお願いいたします。

第57条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第59条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告について定

めたもので、地方税法に児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が同法に規定する事業所内保育事業の用に供する固定資産について、固定資産税が非課税とする特例措置が講じられたため、所要の規定の整備を行うものです。

3番目の枠内をお願いいたします。

第63条の2は、施行規則第15条の3第2項の規定による補正（区分所有に係る家屋の割合の補正）の方法の申し出について定めたもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の規定の整備を行うものです。

4ページをお願いいたします。

一番上の枠内をお願いいたします。

第63条の3は、法第352条の2第5項及び第6項の規定（区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地）による固定資産税額の案分の申し出について定めたもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の規定の整備を行うものです。

2番目の枠内をお願いいたします。

第71条は、固定資産税の減免について定めたもので、第2項の改正規定については、減免を受けようとする者の申請書の提出期限を、国の要請により減免を受けようとする者の利便を配慮する観点から、「納期限前7日」を「納期限」に改めるものです。

同項第1号の改正規定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

3番目の枠内をお願いいたします。

第74条は、住宅用地の申告、第74条の2は、被災住宅用地の申告について定めたもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の規定の整備を行うものです。

4番目の枠内をお願いします。

第89条は、軽自動車税の減免について定めたもので、第2項の改正規定については、減免を受けようとする者の申請書の提出期限を、国の要請により減免を受けようとする者の利便を配慮する観点から、「納期限前7日」を「納期限」に改めるものです。

同項第2号の改正規定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の規定の整備を行うものです。

5ページ、2番目の枠内をお願いいたします。

第90条は、身体障害者等に対する軽自動車税の減免について定めたもので、第2項及び第3項の改正規定については、減免を受けようとする者の申請期限を、国の要請により減免を受けようとする者の利便を配慮する観点から、「納期限前7日」を「納期限」に改めるものです。

第2項第1号の改正規定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の規定の整備を行うものです。

3番目の枠内をお願いします。

第139条の3は、特別土地保有税の減免について定めたもので、第2項の改正規定については、減免を受けようとする者の申請書の提出期限を、国の要請により減免を受けようとする者の利便を配慮する観点から、「納期限前7日」を「納期限」に改めるものです。

同項第1号の改正規定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の規定の整備を行うものです。

6 ページ、1 番目の枠内をお願いいたします。

第149条は、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告について定めたもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の規定の整備を行うものです。

2 番目の枠内をお願いいたします。

附則第4条は、法人町民税の納期限の延長に係る延滞金の特例を定めたもので、本項規定中、内国法人の法人税の申告、納付及び還付等の規定は外国法人に準用とする規定の法人税法「第145条第1項」が「第144条の8」に改められたため、所要の規定の整備を行うものです。

3 番目の枠内をお願いいたします。

附則第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について定めたもので、適用期限について「平成39年度」を「平成41年度」に、入居開始について「平成29年」を「平成31年」に延長するよう改めるものです。

7 ページの枠内をお願いいたします。

附則第9条、第9条の2は、個人の町民税の寄附金控除に係る申告の特例等（ふるさと納税の特例）を定めるもので、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体数が少ない場合等に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に申請することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除の確定申告をすることなく、寄附金控除をワンストップ（ふるさと納税先団体から納税者の住所地の市町村へ納税情報の通知）で受けられる特例を定めるものです。

8 ページ、1 番目の枠内をお願いいたします。

附則第10条の2は、固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合について、国が地方に対して特例措置の実施を求める場合に、法律の定める範囲内で地方団体が特例措置の内容を条例で地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）として定めたもので、地方税法の改正により、都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例について、参酌する基準である5分の3に、都市再生緊急整備地域にあっては参酌する基準である2分の1に、津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定が締結された津波避難施設に係る課税標準の特例については参酌する基準である2分の1に、高齢者の居住の安全確保に関する法律に規定する新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置については、取得後5年度間につき、参酌する基準である3分の2に定めるものです。

2 番目の枠内をお願いいたします。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めたもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の規定の整備を行うものです。

3番目の枠内をお願いします。

附則第11条は、土地に対して課する各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義について定めたもので、27年度は固定資産税の3年ごとの評価がえの年度であるため、特例の年度を3年間延長するよう改めるものです。

9ページ、1番目の枠内をお願いいたします。

附則第11条の2は、土地の価格の特例について定めたもので、特例の年度を平成29年度まで延長するよう改めるものです。

2番目の枠内をお願いします。

附則第12条は宅地等に対して課する各年度分の固定資産税の特例について、第13条は農地に対して課する各年度分の固定資産税の特例について定めたもので、特例の年度を3年間延長するよう改めるものです。

3番目の枠内をお願いいたします。

附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例について定めたもので、特例の年度を3年間延長するよう改めるものです。

10ページ、1番目の枠内をお願いいたします。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例について定めたもので、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃料効率に応じたグリーン化特例の規定を定めるものです。

2番目の枠内をお願いいたします。

附則第16条の2は、たばこ税の税率の特例について定めたもので、地方税法の改正により、旧3級品の製造たばこに係るたばこ税の特例税率を段階的に廃止されるため、本条を削除するものです。

11ページ、1番目の枠内をお願いいたします。

附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例（被災住宅用地を住宅用地とみなす課税標準の特例）の適用を受けようとする者がすべき申告等について定めたもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の規定の整備を行うものです。

以下、第2条の改正は、那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第14号）の一部を改正するものです。

一番下の枠内をお願いいたします。

第1条中、那智勝浦町税条例附則第16条の改正規定は、那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第14号）で定めた三輪以上の軽自動車（電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引自動車を除く。）に対して、車両番号の指定を受けた月か

ら起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税について、標準課税のおおむね20%の重課税率を適用するとした規定について、新条例第1条の附則第16条の各項を1項ずつ繰り下げて第1項とするものです。

12ページ、2番目の枠内をお願いいたします。

附則第1条、附則第4条の改正規定は、那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第14号）で定めた二輪のもの及び小型特殊自動車の税率改正について、適用開始を1年延長し、平成28年分以後の年度分について適用すると改めるものです。

3番目の枠内をお願いいたします。

附則第6条の改正規定は、那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第14号）で定めた平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車について、軽自動車税については条例改正前の税率とするほか、14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の経年車重課税については改正後の税率とする所要の措置を講ずるものとした規定について、経年車重課税の規定が新条例において附則第16条第1項となったため、改めるものです。

以下、附則といたしまして、第1条で施行期日を、第2条で町民税に関する経過措置、第3条で固定資産税に係る経過措置、第4条で軽自動車税に関する経過措置、第5条で町たばこ税に関する経過措置、第6条で特別土地保有税に関する経過措置、第7条で入湯税に関する経過措置を定めております。

21ページをお願いいたします。

枠内をお願いいたします。

附則第5条は、町たばこ税に関する経過措置を定めたもので、旧3級品の製造たばこに係るたばこ税の特例税率を段階的に廃止されることに伴い、平成28年4月1日から4年間のたばこ税の4段階の引き上げ税率及び旧税率で仕入れた製造たばこを新税率引き上げ後の価格で販売することによる手持ち品課税について定めるものです。

以上でございます。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第1号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 報告第2号 専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）

##### した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第5、報告第2号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 報告第2号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

本条例改正は、国民健康保険施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第63号）等が平成27年4月1日から施行されたことに伴って改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書です。平成27年3月31日に専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例、本文でございます。

報告第2号の新旧対照表を御参照願います。改正後の欄でございます。

第2条第2項が医療分の課税額、下線を引いております箇所が、改正前が51万円、改正後52万円に、第3項でございます、これが後期高齢者分、第4項が介護分について、同様に引き上げ額を新旧下線部分に記載しております。

次に、第24条です。国民健康保険税の減額に係る条項でございます。

一番下段の(1)につきましては、7割軽減の対象者の軽減額を記載しております。

1枚めくっていただきます。

改正後、下段(2)、同条(2)には5割軽減の減額措置に係る軽減判定所得の算定額を記載しております。軽減前、軽減判定所得が従来は24万5,000円でしたが、1万5,000円拡大され、改正後は26万円となっております。

次のページの下段です、中段ぐらいですね。(3)には2割軽減の減額措置に係る軽減判定所得を2万円引き上げて、47万円といたしております。

そして、それぞれの条項に係ります特定世帯等の軽減額もあわせて下線部分にそれぞれ改正をさせていただきます。

新旧対照表、最後のページでございます。

下段、施行期日、第1条でございますが、これが一部改正となっております。下線部分の

記述に係る事項のみ、施行期日が1年引き上げられたものでございます。

以上で御説明終わります。どうぞ御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第2号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 報告第3号 専決処分（那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例）した事件  
の承認について**

○議長（森本隆夫君） 日程第6、報告第3号専決処分（那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例）した事件の承認について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 報告第3号専決処分（那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。平成27年3月31日、専決処分をさせていただきます。

次のページをお願いします。

那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町介護保険条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中、「3万4,716円」を「3万1,244円」に改める。

第12条第2項中、「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第2条につきましては、保険料率を改めるものでございます。

今回の改正につきましては、平成27年4月1日施行の介護保険法施行令の一部改正に伴うも

のでございます。

改正の趣旨は、低所得者対策であります。消費税を10%に増税することによる収入分を充てることとしておりましたが、増税については1年半延期され平成29年4月からとなったことから、平成27年度と28年度につきましては、介護保険料の所得段階が第1段階に該当される方につきましては、基準額に乗じる割合を0.5から0.05下げて基準額の0.45とするもので、保険料額としますと、3万4,716円から3万1,244円となります。

なお、今後の予定といたしましては、平成29年度には低所得者対策の完全実施により、所得段階が第1段階に該当される方につきましては基準額の30%、第2段階の方につきましては基準額の50%、第3段階の方につきましては基準額の70%となる予定でございます。

次に、第12条につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行を受けて、保険料の減免の申請期限について改めるものでございます。

改正の趣旨でございますが、減免の申請期限につきましては、各市町村において減免申請の状況や申請に対する審査、決定、通知等の事務処理に要する期間等がさまざまであり、実情に応じて期間を定めている市町村もあることから、各市町村において実情に応じて期間を定めるという趣旨を明確化するためのものでございます。

附則第1条の施行期日でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行する。

第2条の適用区分でございますが、この条例による改正後の那智勝浦町介護保険条例の規定は平成27年度分以降の介護保険料について適用し、平成26年度分までの介護保険料については、なお従前の例によるというものでございます。

次のページに新旧対照表をつけさせていただいております。

以上でございます。どうぞ御承認のほどよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第3号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第4号 専決処分（平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第7、報告第4号専決処分（平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 報告第4号専決処分（平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号））した事件について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。平成27年3月31日に専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

平成26年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億3,378万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億4,342万6,000円とするものでございます。

2ページ目をお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款1の町税から、1ページをめくっていただきまして5ページ、款21の町債まで、歳入合計で補正前の額が90億7,721万3,000円、補正額が5億3,378万7,000円を減額し、計85億4,342万6,000円となっております。

6ページをお願いいたします。

歳出です。

款2総務費から、1枚めくっていただきまして8ページ、款12の諸支出金まで、歳出の合計額は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

9ページをお願いいたします。

第2表地方債補正です。

起債の目的欄中、公共事業等から一番下の現年単独災害復旧事業まで、借入限度額の確定によりまして2億3,260万円を減額し、補正後の限度額を10億6,280万円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入でございます。

款1町税から、次のページの款21町債まで、歳入合計で補正前の額90億7,721万3,000円、補正額は5億3,378万7,000円の減額、計85億4,342万6,000円となっております。

12ページをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費から款12諸支出金まで、歳出の合計で、補正前の額、補正額、計の金額は歳入と同額でございます。

補正額の財源内訳は、特定財源の国県支出金で1億888万3,000円の減、地方債で2億3,260万円の減、その他特定財源で3,812万3,000円の減、一般財源で1億5,418万1,000円の減となっております。

15ページをお願いします。

15ページ、総務課の関係の歳入でございます。

款2地方譲与税から、2枚めくっていただきまして18ページ、款11交通安全対策特別交付金まで、それぞれの額の確定により補正をお願いしております。

このうち、18ページの上段、款10地方交付税につきましては、補正額8,910万8,000円、計31億45万9,000円となっております。内訳といたしましては、普通交付税が26億4,314万7,000円、特別交付税が4億5,731万2,000円で、平成25年度と比較しまして2,642万3,000円、率にしまして0.8%減となっております。

20ページをお願いいたします。

20ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費補助金420万7,000円の減額につきましては、この分を翌年度で受け入れをするため、補助金を減額するものでございます。節2のがんばる地域交付金999万1,000円の減額につきましては、補助金確定によるものでございます。

目6消防費国庫補助金、節2木造住宅耐震改修事業費補助金38万5,000円の減額につきましても、事業費の確定による減額でございます。

22ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節4和歌山県バリアフリー化設備等整備事業補助金245万4,000円の減額につきましては、紀伊勝浦駅エレベーターの事業費確定による補助金の減額でございます。

下のページ、目6の消防費補助金、節2木造住宅耐震改修事業費補助金60万円の減額につきましても、事業費の確定による減額でございます。

24ページをお願いいたします。

款17寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節1那智の滝源流水資源保全事業基金寄附金、節2のまちづくり応援基金寄附金、節3災害復旧寄附基金寄附金につきましては、寄附金の額の確定によりそれぞれ増額をするものでございます。

次の款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金及び目2の減債基金繰入金につきましては、予算で取り崩しを予定しておりましたそれぞれの基金について、決算見込みにより全額減額するものでございます。

また、目4の公共施設整備基金繰入金につきましては、平成25年度の地域の元気交付金を一度公共施設整備基金に積み立てた分、この分の2億5,000万円の取り崩しは予算どおり行い、今回はそれ以外の4,000万円につきましては、取り崩しは不要ということで減額をしております。

す。

下のページ、款20諸収入、項4雑入、目1雑入、補正額658万9,000円のうち、総務課の関係は、説明欄1行目の県市町村振興協会市町村交付金951万5,000円を計上しております。

26ページをお願いいたします。

款21町債につきましては、目2の民生債から目9の災害復旧債、次のページまで、それぞれ起債対象額の確定によりまして補正をさせていただいております。

28ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料185万7,000円の減、節4共済費100万5,000円の減、節13委託料215万5,000円の減につきましては、説明欄記載のことについて不用額が生じたので減額させていただいたものでございます。

目6の電子計算費、節13委託料334万3,000円の減額につきましても、不用額が生じたので減額とさせていただいております。

目7企画費、節7賃金、地域おこし協力隊につきましては、2名分の予算をお願いをしておりましたが、1名雇用をしなかったため、不用額を減額させていただいております。節13委託料175万円の減額につきましては、第9次長期総合計画の策定業務委託について不用額を減額させていただいております。節19負担金、補助及び交付金1,127万6,000円の減額につきましては、説明欄記載の紀伊勝浦駅バリアフリー化設備等整備事業費補助金として西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社に補助しているものでございまして、事業費確定による減額をするものでございます。紀伊勝浦駅エレベーターにつきましては、年度内に完成をいたしまして、3月1日に紀伊勝浦駅バリアフリー化記念式典が行われてございます。

32ページをお願いいたします。

32ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目10病院費、節28繰出金の3,387万4,000円の減額につきましては、説明欄記載のとおり、町立温泉病院事業会計への繰出金の減額でございます。

38ページをお願いします。

38ページ、款8消防費、目4水防費、節19負担金、補助及び交付金900万円の減額は、小匠ダム改修工事の負担金の確定による減額でございます。

目5災害対策費291万5,000円の減のうち、節15工事請負費133万円の減額は、二河区の避難路整備工事の事業費確定により不用額を減額させていただくものでございます。節19の負担金、補助及び交付金158万5,000円の減額は、木造住宅耐震改修事業の事業費の確定による減額となっております。

43ページをお願いします。

43ページ、款10災害復旧費、項3その他公共施設・公用施設災害復旧費、目1曼荼羅の郷河川公園災害復旧費351万9,000円の減額につきましては、災害復旧事業費確定による工事請負費の減額によるものでございます。

款11公債費、項1公債費、目2利子3,671万2,000円の減額につきましては、起債の償還利率の確定によるものでございます。

44ページ、次のページをお願いします。

款12諸支出金、項2基金費、目5那智の滝源流水資源保全事業基金費、目6まちづくり応援基金費の補正につきましては、受け入れをいたしました寄附金をそれぞれの基金に積み立てるものでございます。

45ページに補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 休憩します。再開10時25分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時06分 休憩

10時26分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

総務課国体推進室長矢熊君。

○総務課国体推進室長（矢熊義人君） 国体関係の予算について御説明申し上げます。

予算書の25ページのほうお願いいたします。

歳入です。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入、節1雑入のうち、説明欄記載の一番下のスポーツ振興くじ助成金101万5,000円の減額につきましては、国体用備品でありますレスリングマット購入に係る額の確定により減額するものであります。

41ページのほうお願いいたします。

歳出です。

款9教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費、補正額は486万6,000円の減額であります。内訳として、節7賃金ですけれども、125万2,000円の減額につきましては、臨時職員の中途退職によります不用額の減額であります。節18備品購入費の112万2,000円の減額につきましては、国体推進室用備品及び国体用備品のレスリングマット購入に係る額の確定による不用額の減額であります。節19負担金、補助及び交付金の249万2,000円の減額につきましては、町国体実行委員会の事業費確定による不用額の減額であります。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 税務課の関係について御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

今回の町税の補正につきましては、決算見込みに基づいて、款1町税の項1町民税から項5の入湯税まで、合計で4,995万7,000円を増額し、町税の総額を15億2,432万1,000円とさせてい

ただいたものでございます。

4ページをお願いいたします。

款20諸収入、項1延滞金加算金及び過料につきましては、364万円を増額して、総額464万円とさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

歳入の款1町税、項1町民税につきましては、個人と法人税を合わせ3,079万9,000円増額いたしまして、計5億3,830万円とさせていただきます。内訳につきましては、個人の現年度課税分で711万6,000円、個人の滞納繰越分で327万7,000円を、法人現年度分で2,033万1,000円、法人の滞納繰越分で7万5,000円を決算見込みにより増額するものでございます。

次に、項2固定資産税ですけれども、現年度課税分で1,476万8,000円、滞納繰越分で149万円を決算見込みにより増額し、計7億3,809万1,000円とさせていただきます。

次のページ、14ページをお願いいたします。

項3の軽自動車税でございますが、決算見込みに基づき、現年度課税分で19万6,000円の増額、滞納繰越分で22万8,000円を増額し、計4,245万4,000円とさせていただきます。

項4町たばこ税につきましては、決算見込みに基づき399万4,000円を増額しまして、計1億1,899万4,000円とさせていただきます。増額の主な要因は、禁煙される方の増加もあって、当初予算作成時、たばこ消費本数を減ることを見込んでおりましたが、見込んだほど減少がなく、増収となる見込みであります。

次に、項5の入湯税でございますが、151万8,000円を減額しまして、計8,648万2,000円とさせていただきます。平成26年度は、宿泊客、日帰り客合計で約58万8,000人、現年度課税分で8,648万2,000円の見込みとなっております。

なお、平成26年度は、2施設の減少の影響があり、減額させていただきます。

22ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節1県税徴収補助金でございますが、164万1,000円を増額いたしまして、決算見込み額2,264万1,000円とさせていただきます。

25ページをお願いいたします。

款20諸収入、項1の延滞金加算金及び過料、目1延滞金でございますが、364万円を増額して、決算見込み額464万円とさせていただきます。

次の款20諸収入、項4雑入、目1雑入、節1雑入、説明欄2行目の和歌山地方税回収機構委託金還付金でございますが、和歌山地方税回収機構へ委託した件数について、25件予定していたものが22件となりまして、処理件数割で負担していた委託金のうち3件分の還付金18万円を計上させていただきます。

29ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費149万3,000円を減額して、計1億2,279万3,000円とさせていただきます。内訳につきましては、節13委託料、電算システム改修委託で149万3,000円を減額させていただきます。

次の目2賦課徴収費につきましては、財源内訳の変更でございます。

税務課の関係は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 住民課の関係について御説明いたします。

21ページをお願いいたします。

歳入の款14国庫支出金、項3委託金、目2民生費委託金、節区分3年金生活者支援給付金支給準備市町村事務委託金、補正額118万8,000円は、国民年金システム変更に対する費用の全額を国費から受け入れるために新たに予算措置をいたしたものでございます。

次のページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金、節区分9重度心身障害児者医療費補助金355万8,000円の減額及び節区分17乳幼児医療費補助金159万8,000円の増額でございます。それぞれ補助金確定のための補正を行ったものでございます。

次に、歳出です。

30ページをお願いいたします。

款3民生費、目1社会福祉総務費、節区分28繰出金、説明欄記載のとおりでございますが、国民健康保険事業費特別会計への繰り出しでございまして、減額となっております。特会の専決処分による御説明でまたさせていただきます。

目2国民年金事務費は、歳入の国庫委託金確定による財源内訳の変更となっております。

すぐ下です。目8です。重度心身障害児者福祉医療費、補正額711万6,000円の減、次のページの下段、31ページの一番下でございますが、項2児童福祉費、目4子ども医療対策費、増額119万1,000円は、医療費確定に伴う専決処分となっております。

次に、32ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節区分19負担金、補助及び交付金、補正額は701万9,000円の減額となっております。説明欄記載のとおり、環境衛生施設一部事務組合負担金が919万8,000円の減額、紀南環境広域施設組合が217万9,000円の増額となっております。これにつきましては、最終処分場の立地予定地元区のほうから土地測量等に係る基本同意が得られたことによる追加事業費の本町負担割合に基づく増額となっております。

項2清掃費、目1塵芥処理費、補正額の計でございますが547万1,000円の減額となっております。内訳といたしましては、節区分12役務費の処分手数料等が260万9,000円の減額、そして委託料286万2,000円、それぞれ減額となったものでございます。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 福祉課の関係につきまして御説明申し上げます。

19ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金につきましては、197万6,000円の減額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節1障害者自立支援給付費負担金271万2,000円の増額につきましては、説明欄記載の障害者自立支援給付費に対する国の負担金で、事業実績見込みに伴うものでございます。節2障害者医療費負担金236万4,000円の増額につきましては、障害者自立支援事業の更生医療、育成医療に係る実績見込みに伴うものでございます。節3障害児通所給付費国庫負担金235万円の増額につきましては、児童発達支援事業、放課後等児童デイサービス事業の実績見込みに伴う増額でございます。節5児童手当国庫負担金940万2,000円の減額につきましては、児童手当支給実績見込みに伴う減額でございます。

20ページをお願いします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1地域生活支援事業費補助金484万6,000円の減額につきましては、身体・知的・精神障害者等に対する地域での生活の支援を行うもので、国の補助金算出の基本額の変更に伴うものでございます。節3臨時福祉給付金給付事業費補助金2,457万5,000円の減額につきましては、消費税率の引き上げに際し、低所得者に対する適切な配慮を行うための事業で、事業実績見込みによるものでございます。給付済みは、4,198名に給付をいたしております。

21ページをお願いします。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節1障害者自立支援給付費負担金、補正額135万6,000円の増につきましては、障害者自立支援給付費に対する国庫負担金と連動した県の負担金で、実績見込みによる増額をお願いするものでございます。同じく節2障害者医療費負担金、補正額117万9,000円の増額につきましては、国庫負担金と連動した県の負担金で、実績見込みによる増額をお願いするものでございます。節3障害児通所給付費負担金、補正額117万5,000円の増額につきましては、国庫負担金と連動した県の負担金で、実績見込みによる増額をお願いするものでございます。節5児童手当負担金275万7,000円の減につきましては、国庫負担金と関連した県の負担金で、実績見込みによる減でございます。

22ページをお願いします。

款15県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金、節11放課後児童健全育成事業費補助金130万1,000円の減額につきましては、学童おおたがわが利用者減により補助対象外となったことに伴うものでございます。節13児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金44万円の減額でございますが、この補助金につきましては、児童虐待防止緊急対応強化の取り組みに対する補助率2分の1の事業で、当初補助対象見込みであったものが、対象となる自治体が政令都市等大きな都市のみが対象と変更されたことにより補助対象外となったものでございます。節15子育て支援対策臨時特例交付金1,608万9,000円の減額につきましては、わかば保育園建設に係る保育所等施設整備事業費補助金で、事業内容見直しによる補助金額の変更に伴うもの及びわか

ば保育園に対し、実績に応じて平成26年度中に支払い済みの補助金の国からの受け入れが平成27年度となったことに伴い、減額をお願いするものでございます。

30ページをお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節13委託料、補正額72万3,000円の減額につきましては、説明欄記載の生活管理指導員派遣事業委託で事業実績見込みに伴う減額でございます。次の節20扶助費、補正額585万1,000円の減額につきましては、説明欄記載の養護老人ホーム保護措置費の実績見込みに伴う減額でございます。節28繰出金、補正額114万3,000円の増額につきましては、説明欄記載の介護保険特別会計の事業実績見込みにより繰出金の増額をお願いするものでございます。節20扶助費、補正額3,058万円の増額につきましては、説明欄記載の事業実績見込みに伴うものでございます。自立訓練につきましては、身体機能の向上を目的とする機能訓練と生活能力の向上を目的とする生活訓練があり、利用できる期間は原則2年間で、その期間内に自立した日常生活及び社会生活を送れるよう必要な訓練を行うもので、当初予算要求では、前年度実績から4名程度の利用者数を見込んでおりましたが、その4名の利用期間終了後、新規の利用者が2名にとどまったため、222万円の減額をお願いするものでございます。次の就労継続支援につきましては、通常の事業所で働くことが困難な人に就労、生活活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をするもので、利用者数の増に伴う増額でございます。次の共同生活援助につきましては、夜間や休日、地域で共同生活する身体・知的・精神障害者が日常生活の援助が受けられる給付事業で、基本単価等の変更により増額となったものでございます。次の生活介護につきましては、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供する給付事業でございます。自宅やグループホームから通所して利用するものと、施設入所者の日中活動として利用するものの二通りがあります。月平均の利用人数が前年度と比べて増加したことと、他のサービスに比べ報酬、基本単価が高く、大半の利用者が月に20日以上利用するため、数名の変動でも費用に大きく影響したことにより増額となったものでございます。施設入所支援につきましては、施設に入所する人、している人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護を行う事業で、地域での生活が困難な重度の方の利用がほとんどであり、月平均利用人数の増加により増額となったものでございます。次の児童発達支援につきましては、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うもので、手帳の有無は問わず利用できます。利用については、乳幼児健診の結果により必要と判断される場合に町の保健師から利用の案内をしております。2歳クラスから入園し、早期から専門的に療育を受けることで、保育所へ移ることができる子供もおります。前年度と比較して利用者数が大幅にふえたことにより増額となったものでございます。

次の目11臨時福祉給付金支給費2,457万5,000円の減額につきましては、節7賃金から節19負担金、補助及び交付金まで、それぞれ実績見込みによる減額でございます。給付対象者の実績見込みは、歳入のところでも申し上げましたが、4,198名でございます。

31ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19負担金、補助及び交付金1,038万9,000円の減額につきましては、わかば保育園改築工事に係る事業内容の見直しに伴うものでございます。その内容につきましては、特殊附帯工事であるソーラー設備の取りやめでございます。

目2児童措置費につきましては、3,059万7,000円の減額をお願いするものでございます。節4共済費208万円の減額は、説明欄記載の臨時保育士に係る社会保険料で、また節7賃金、補正額1,278万2,000円の減額につきましては、臨時保育士賃金959万9,000円及び学童保育所指導員賃金318万3,000円の減額で、いずれも実績見込みによる減額でございます。節13委託料40万6,000円の減額につきましては、地域子育て支援センターの事業で、当初補助対象見込み事業が対象外になったものでございます。節14使用料及び賃借料3万4,000円の減額につきましても、委託料と同様、当初補助対象見込み事業が対象外となったものでございます。節19負担金、補助及び交付金182万5,000円の減額につきましては、説明欄記載の町外保育所入所負担金の減額で、事業実績見込みによるものでございます。節20扶助費1,347万円の減額につきましては、児童手当の支給実績に伴う減額でございます。

32ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節13委託料、補正額668万2,000円の減額につきましては、説明欄記載の各種予防接種委託の事業実績見込みに伴う減額をお願いするものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 観光産業課の関係について御説明いたします。

22ページをお願いします。

歳入でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節8農作物鳥獣害防止総合対策事業費補助金の191万8,000円の減額と節12地域環境保全対策事業費補助金の130万8,000円の減額につきましては、事業費確定による減額でございます。次の23ページをお願いします。節14緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金の220万円の減額につきましては、林業・製材業人材育成に係る歳出予算が未執行となったため、全額を減額するものでございます。

次の目5商工費補助金、節1観光施設整備補助金の785万5,000円の減額と目8災害復旧費補助金、節1県土防災対策治山事業費補助金の97万2,000円の減額につきましては、事業費の確定による減額でございます。

目8災害復旧費補助金、節2農林水産施設災害復旧費補助金425万2,000円につきましては、過年度分の林道大雲取線地すべり災害復旧事業費に係る補助金の交付があったものでございます。

25ページをお願いします。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入、節1雑入の説明欄記載の上から3行目です。那智駅交流センター産品等販売料の339万1,000円につきましては、売上増により増額をするものでございます。

33ページをお願いします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目5那智駅交流センター管理費につきましては、産品販売料の増加に伴う財源内訳の変更でございます。

項2林業費、目2林業振興費の節8報償費の403万6,000円の減額につきましては、鳥獣害被害防止対策事業の事業費確定でございまして、町への有害駆除の要請件数が少なかったため減額するものでございます。節13委託料の220万円の減額につきましては、林業・製材業人材育成におきまして募集を委託しておりましたが、応募者がなく、全額を減額するものでございます。節19負担金、補助及び交付金の116万2,000円の減額につきましては、紀州材需要拡大事業の事業費の確定による減額でございます。26年度実績といたしまして、8件の申請がございました。

34ページをお願いします。

項3水産業費、目1水産業総務費、節13委託料の359万1,000円の減額につきましては、機能保全計画策定業務委託の入札差金でございます。

目2水産振興費、節13委託料につきましては、海岸漂着物地域対策推進事業の事業費確定による減額でございます。実績といたしまして、流木30トン、一般ごみ15キロをしております。

目3産地水産業強化支援事業費の1億2,000万円の減額につきましては、勝浦漁港第3・第4荷さばき所の解体工事が未執行となったための減額でございます。

次のページ、35ページをお願いします。

款6商工費、項2観光費、目1観光総務費、節19負担金、補助及び交付金の102万円の減額につきましては、観光協会の事業実績確定による補助金の減額でございます。

目2観光振興費、節13委託料の132万4,000円の減額につきましては、朝日公園のトイレと那智山公衆トイレの新築に係る設計監理業務委託料の確定による減額でございます。節15工事請負費の355万3,000円の減額につきましては、那智高原公園公衆トイレ、朝日公園のトイレ、那智山公衆トイレの事業費確定による減額でございます。

目4体育文化会館費につきましては、財源内訳の変更でございます。

42ページをお願いします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目2県土防災対策治山事業費、節15工事請負費の194万4,000円の減額につきましては、狗子ノ川防災対策治山工事の完了に伴う入札差金でございます。

観光産業課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

18ページをお願いします。

歳入でございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目6土木使用料、補正額5,276万3,000円を増額させていただきました。内訳につきましては、節区分4建設残土処理場使用料でございます。当初予算で受け入れ土量を5万8,200立方メートルで計上していましたが、受け入れ土量の増加により、2万7,141立方メートルの使用料を増額させていただきました。

20ページをお願いします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金、補正額1,000万円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分1社会資本整備総合交付金でございます。説明欄記載の江川樋門整備事業の額の確定による減額でございます。

目8災害復旧費国庫補助金、補正額700万円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分1土木災害復旧費補助金でございます。川関地内井谷地区の地すべり災害復旧工事の補助金の受け入れを計上していましたが、現地災害査定が平成26年度内に実施できず、額を確定できないための減額でございます。

28ページをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目9地籍調査費、補正額175万4,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分13委託料でございます。説明欄記載の地籍調査測量業務委託の額の確定による減額でございます。

35ページをお願いします。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、補正額137万円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分13委託料でございます。説明欄記載の町道等用地測量業務委託の額の確定による減額でございます。

36ページをお願いします。

項2道路橋梁費、目1道路維持費、補正額872万4,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の維持修繕工事の額の確定による減額でございます。

続きまして、目2道路新設改良費、補正額1,397万円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の道路改良工事、道路側溝工事、道路舗装工事、交通安全施設整備工事のそれぞれの額の確定による減額でございます。

続きまして、目3橋梁維持費、補正額232万4,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の維持修繕工事の額の確定による減額でございます。

続きまして、項3河川費、目1河川改良費、補正額2,000万円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の江川樋門整備工事の額の確定による減額でございます。

37ページをお願いします。

項6住宅費、目1住宅管理費、補正額266万4,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の維持修繕工事の額の確定による減額でございます。

42ページをお願いします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費、補正額274万6,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の土木施設災害復旧工事の額の確定による減額でございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 消防長江崎君。

○消防長（江崎光洋君） 消防関係について御説明いたします。

25ページをお願いいたします。

歳入です。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入、節区分1雑入の説明欄4行目記載の消防団員公務災害補償共済、補正額548万2,000円につきましては、補償共済額確定に伴い減額したものでございます。

38ページをお願いします。

歳出です。

款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費の補正額1,088万5,000円の減額について御説明いたします。節区分1報酬につきましては、消防団員の年報酬及び出勤手当の支払い額が確定したことに伴う531万3,000円の減額です。節区分5災害補償費につきましては、療養補償費及び休業補償費の支払い額確定に伴う148万1,000円の減額です。節区分8報償費につきましては、支払い額の確定に伴う409万1,000円の減額です。

目3消防施設費、節区分15工事請負費につきましては、耐震性貯水槽2基の設置工事のうち、湧水により1件中止となったため、851万円を減額したものです。節区分18備品購入費414万7,000円につきましては、支払い額の確定に伴う減額でございます。

次のページをお願いいたします。

目6消防防災施設整備事業費、節区分13委託料550万円、これについては、事業未執行による減額でございます。この内訳としましては、新消防庁舎を含む防災センターの建設に向けた第一歩として、基本構想作成業務委託として計上しておりましたが、この執行を見送ったものでございます。

消防関係は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目7教育費国庫補助金、節3学校施設環境改善交付金1,258万8,000円の減額につきましては、備考欄記載の色川小中学校統合施設整備事業及び小学校・中学校の空調設備等整備事業の額の確定による減額でございます。

40ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節7賃金、補正額390万6,000円の減額のうち、備考欄記載の教員臨時雇賃金306万5,000円の減額につきましては、特別支援員の賃金の不用額でございます。節13委託料167万8,000円及び節15工事請負費883万1,000円の減額につきましては、宇久井、市野々、勝浦、太田、下里の5小学校で実施しました空調設備等整備工事の監理業務委託及び工事費の額の確定による減額でございます。

目3色川小中学校統合施設整備事業費、節13委託料1,803万2,000円の減額につきましては、備考欄記載の3件の業務委託費の確定による減額でございます。節15工事請負費1,282万2,000円の減額につきましては、色川小学校解体撤去工事の額の確定による減額でございます。節18備品購入費23万2,000円の減額につきましても、額の確定による減額でございます。

41ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、節7賃金127万3,000円の減額につきましては、備考欄記載の教員臨時雇賃金であり、特別支援員の賃金の不用額でございます。節14使用料及び賃借料128万9,000円の減額につきましては、那智中学校建設に係る仮設校舎借上料の額の確定による減額でございます。節15工事請負費590万6,000円の減額につきましては、宇久井中、下里中で実施した空調設備等整備工事の額の確定による減額でございます。

項6保健体育費、目2保健体育施設費、節15工事請負費346万4,000円の減額につきましては、体育センター床の張りかえ工事に係る額の確定による減額でございます。

教育委員会の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 異動になったばかりでまことに申しわけありませんが、ちょっとお聞きしたいんですが、22ページの地域環境保全対策事業費補助金、これは海岸漂着物の地域対策推進事業ということでございます。これ130万8,000円となっております。この歳出で108万円になってる、これ30万円が差あるんですね、30万円の。これ、全額この県費補助ということで、200万円だったですかね、たしか。何ページやったかな。34ページですね、歳出34ページ。これ108万円、たしか。100万8,000円、こっちが130万8,000円、この30万円の差があるんですけど、これはどういうことか、ちょっと御説明願いたい。

そしてまた、このことについては私質疑したと思うんですよ。たしかこれは浜ノ宮の那智漁港からあっちの、勝浦向いての、おじゃ浦のほう向いてのこの海岸漂着物の撤去ということで、業界関係者に委託するという事だったと思うんですね。この130万円も余すんですね。こっちで言うたらもうちょっと少ないんですけどね、108万円。こんなに余すのであれば、な

ぜほかの地域にも漂着物を撤去できなかったか。そのときですよ、県のほうからその地域は指定されてあるというお答えだったと思います。町長にもお願いしたと思うんです。県へ行ったら、ほかにも漂着物がいっぱいあると、それにも使わせてもらえんのかというお願いをせえと。そしたら、しますというお話だった。そのことについてどうなってるんですか。今でも海岸漂着物はいっぱいありますよ。私らも、ことしの4月、5月と5回ぐらいやったんですよ、この年寄りがね、高齢者がやった、ボランティアで。やらざるを得んほどの漂着物があるということですので、これを余すということはどういうことかひとつお答え願いたい。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

濟いません、30万円の差額につきましては、ちょっと手元に資料ございませんので、後ほど御報告させていただきます。

それから、重点区域の追加の要望の関係なんですけども、町といたしましても追加要望を県のほうにいたしております、今年度の漂着物の協議会におきまして追加要望の協議をしていただく予定にしております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 一度、要望するということですが、要望したら要望にとどまるということもありますんで、一度皆さんで、大変でしょうけど、一遍あの那智勝浦町の海岸を、歩いてでも、船でも一遍見て、現況はどうなってるかと。もう3年もたってるんですから、現況はどうなってるかということも含めて調査して、その上でお願いすると、拡大をお願いすると、対象の。というのは、見るに見かねて環境省が、赤色のとこ、あれきれいになってますね。ほど狗子ノ川のほうもきれいになってますね、狗子ノ浦のほうも。あそこは、狗子ノ浦のほうは国鉄がやったんでしょう、JRが。こっちは環境省がやってくれたんですよ、見るに見かねて、長いこと放置してあるんでね。そういうこともあるんで、ほかのところはそのまんま手つかずですよ。一遍現況も調査してみて、取り組んでいただきたいと思えますわ。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 現状につきましても、当課のほうでまた見させていただきまして、その現状を県のほうに要望とあわせてしていきたいと考えてございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 35ページなんですけども、その観光振興費の中でちょっと確認したいんですけども、補正額が487万7,000円の減額ということで、このトイレの部分が減額ということなんですけども、この朝日公園と那智山のトイレが2つ完成して、この不用額、完成後の減額ということだと思えますけども、その財源なんですけど、県の観光施設整備事業の2分の1の補助金をもらうというようなことでされたと思えますよ。それが、国県支出金が2,485万

5,000円の減額、それでその他で1,700万円の減額、一般財源が3,697万8,000円もふえているんですね。ちょっとこの財源内訳、ちょっと私わかりにくいので、その県の補助金が785万5,000円減額になってるんですけども、そのほかの減額、これちょっと財源内訳についてもう少し説明していただきたいんですが、お願いします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

濟いません、ちょっと今資料を持っていませんので、後ほど調べて御報告させていただきたいと思っておりますので、御了承をお願いします。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 濟いません、2点ほど。歳入のところ、16ページですから、この地方消費税の交付金あるでしょう。これ、僕消費税上がったから単純に上がってくるのかなと思って見てあったんですけど、これは消費が少なかったということで、予測してあったより下がったっちゃうことですか。

それともう一点、これ湊谷議員も前聞きやったと思うんですけど、この34ページ、産地水産業強化支援事業費ですね、これの執行しなかった理由、もう一度、町長、この間湊谷議員の質疑のときに質問に答えやったと思うんですけど、もう一度詳しく説明していただけますか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） お答えします。

地方消費税交付金についてでございます。平成26年度につきましては、補正前の額は1億8,100万円ということで、それを744万6,000円減額してございます。その結果、1億7,355万4,000円となっておりますが、平成25年度の決算額につきましては1億4,300万円となっております。その差額分というのがちょうど消費税が増額された分となっております。

この消費税の交付金なんですけども、地方消費税1%分を都道府県内で精算をして、県の精算額の2分の1を人口割で案分されているものでございます。消費税5%のときにつきましては、国が4%、県が1%、8%時になりますと、国が6.3%の県が1.7%ということになっております。その分増額となっております。たまたま当初予算の額がちょっと多く見積もり過ぎてまして、その分744万6,000円ほど減額させていただきました。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

産地水産業強化支援事業費1億2,000万円の未執行分の減額につきましては、町の財政事情等に鑑みまして、優先順位ということで、26年度は執行しなかったということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 前、湊谷議員の質疑のときに町長答えやった答弁とちょっとの食い違いがあるように思うんですけど、市場の今後の状態がはっきりせんからどうのこうのって言うた

ような気もしたんですけどね。

そのときに、この冷蔵庫と製氷機の新会社ありますよね。その経営を、この事業を進めていかなんだら、なかなか経営がえらいんじゃないかとそのとき指摘されたと思うんですけど、これこのままの状態、冷蔵庫古い状態のままずっとやってたら、ずっと赤字のまま、赤字見やなあかんことになりますよ。それをどのように考えてますかって湊谷議員にも質疑されたと思うんですけどね。今後どのようにしていくお考えでおるのか、ちょっと町長の考え聞いてかな心配になるでしょう。ずっと毎年このまま、この事業せなんだら、古い冷蔵庫のまま、製氷機の氷の使用料を上げるわけにいかんでしょう。そこの赤字の、冷蔵庫の赤字の部分ですよ。今後どのようにお考えですか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） たしかその辺の答弁につきましては、議会の中でも、委員会の中で、市場がどこの分野で経営受け持つかということで、町が一括して市場の公営化するというのも含めて、公営化にならなければ施設としては凍結していかざるを得んということを答弁したと思うんです。今回の部分についても、事業化していく年度内で難しかったために、そういうもろもろの諸事情がクリアできてないために予算を落としたわけでございます。今後はそういう面も含めて検討はしていかなければならないかと思っております。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 僕、製氷の冷蔵庫の新会社あるでしょう、あれと市場の、市場自体を一緒にするっちゃうのはちょっといかなもんかと思うけど、別のもんやと思うんですけどね。あくまでも新会社のやつは製氷と冷蔵ですよ。一緒に考えるものやないと思うんですけどね。

ほんで、このままの状態、冷蔵庫このままの状態、何も直さんとこのままの状態っていうたら、ずっとこの2つの製氷機と冷蔵庫の新会社はずっと赤字のままじゃないですか。それを心配するんですけどね。僕は、その市場の、勝浦の漁会の市場の問題とこっちの問題とは別やと思うんですけどね。どうです。一緒に考えやなあかんもんなんですか。

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

○議長（森本隆夫君） -----

ほかにありませんか。

〔「直前の答弁、答弁が。答弁」と呼ぶ者あり〕

答弁、ああ、答弁。

○町長（寺本眞一君） ただ、議会の中でもいろいろ議論がされたところでありまして、その公営化するということが前提条件というような内容も入ってたかと思うんです。そういう中で、なぜそういう形にするかといえ、うちは、施設は整備して、いろいろなものに投資はしても、事業として、冷凍冷蔵庫がやるわけでも何でもないんですけれども、委託という形になったらそういうところに委託せざるを得んとかというのはありますけれども、そういう中で、使用料をいただきながら、いろいろな総合的に運営を図ればと考えておるところでございます。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） そしたら、今製氷、冷凍の新会社あるでしょう。あれで一応市場運営も考えてるんですか。別でしょう、市場の運営とは。あれは切り離された分じゃないんですか。だから、製氷と冷蔵庫のこの新会社は、今つくってますよね、この会社で製氷と冷蔵庫だけを経営していくんじゃないんですか。僕はそう思ってるんですけどね。そしたら、早う、冷蔵庫をこのままというわけに、冷蔵庫を今古いままの状態やっただと赤字が、経営が苦しいんじゃないんですかって言やるんです。経営、楽にならんでしょう。それをどう考えてますかって。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 漁協の関係でございますけども、町長におきましては、その市場の再編をどうするかということが念頭にあって、いろんな考えがあるかと思えます。ただ今回のことにつきましては、観光産業課長が申し上げましたとおり、財政状況といえますか、優先順位の関係もあって未執行とさせていただいております。

そして、引地議員さんがおっしゃられるように、今回のこの新会社の関係で収支の改善というのが求められております。その件につきましては、町長と私どもと一緒に、この冷蔵庫の建設について、病院の建設が確定するまで少し待っていただきたいということで説明に行かせていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） そしたら、総務課長、その間だと、その間、その会社で、その新会社で生む赤字っていうのはどれぐらいになる想像してます、計算しておられます。

〔6番湊谷幸三君「総務課長、権限外やで、あんたの。答えれんやろ。休憩してください、休憩」と呼ぶ〕

○議長（森本隆夫君） 休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時36分 休憩

13時32分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 午前中御審議いただき御承認いただきました報告第3号専決処分（那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてにおきまして、配付させていただきました資料である新旧対照表に誤りがございました。恐れ入りますが、今お手元にお配りさせていただきました物と差しかえをよろしく願います。まことに申しわけございませんでした。どうぞよろしく願います。

○議長（森本隆夫君） お諮りします。

福祉課長の資料の訂正について許可いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 許可することに決定いたしました。

観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 午前中に質問のございました、湊谷議員さんから御質問のございました海岸漂着物の関係でございます。

海岸漂着物の歳入歳出の30万円の差額でございますが、歳出のほうで補正予算に計上していない事務費の不用額30万円がございまして、これを合わせますと、歳出も130万8,000円の不用額でございます。どうぞよろしく願います。

そして、下崎議員さんから御質問のありました観光振興費の補正額の財源内訳についてでございますが、国県支出金2,485万5,000円の減額の内訳といたしまして、国庫補助金でありますがんばる地域交付金が1,700万円の減額、そして県補助金であります観光施設整備補助金が785万5,000円の減額ということになります。

なお、がんばる地域交付金につきましては、繰越事業については充当できませんので、当初那智山トイレ新築工事分に充当するため予算措置しておりましたが、繰越事業となったため減額させていただいております。

次に、その他1,700万円の減額につきましては、公共施設整備基金繰入金でございます。この公共施設整備基金繰入金についてですが、平成25年度に交付されました地域の元気臨時交付金について、充当し切れない交付金を一旦公共施設整備基金に積み立て、26年度で取り崩しを行い充当するものでございましたが、しかしながらこちらも繰越事業につきましては充当できないことから、減額をするものでございます。したがって、その分で一般財源が増加となっております。よろしく願います。

そして、引地議員さんから御質問のありました新会社の収支の関係でございます。新会社の収支については、26年度は当初で1,600万円ほどの赤字で計画してございましたが、見込みといたしまして、約600万円の赤字を見込んでございます。この赤字につきましては、漁獲高等々の影響もございまして不確定でございますが、今後の赤字については新会社の中で経営努力を含めまして検討していきたいと考えてございます。町といたしましては、筆頭株主とし

て当然の責任はあると考えてございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私の先ほどの答弁の市場の関係でございますけれども、整理して申し上げますと、今後の市場の運営については、先ほどは一例を挙げましたけれども、いろいろと考えて行っていきたいというのと、今回の第3・第4荷さばき所の漁会部分の解体工事については、今後の財政状況を見ながら進めなければならないというのもございますので、病院建設の見通し等ついてから考えていきたいと思っております。だから、本年の執行を、26年度執行ということは断念したということでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ただいまその観光振興費の財源内訳の関係確認したんですけども、今後繰り越した中で、その補助金2分の1の確保をするということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 繰越事業の決算も含めまして、2分の1の補助金は確保してございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第4号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 報告第5号 専決処分（平成26年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第8、報告第5号専決処分（平成26年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 報告第5号専決処分（平成26年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号））した事件の承認について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

専決処分書です。平成27年3月31日に専決処分をいたしております。

次の1ページをお願いいたします。

平成26年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,643万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億345万3,000円とするものです。

今回の専決処分の概要は、歳出の一般被保険者療養給付費などの費用が確定するのに伴う歳入特定財源の増額補正がございまして、全体として一般会計繰入金が増額となるものでございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1 総括、歳入。款4国庫支出金から款10繰入金までの5款の歳入合計、補正額は減額の3,643万4,000円です。

次に、5ページです。

歳出。款1総務費から款8保健事業費まで、6款の歳出合計の補正額、歳入と同額の減額となっております。

補正額の財源内訳の欄でございます。特定財源の国庫支出金の合計が2,162万7,000円の増、その他1,424万4,000円の増、一般財源7,230万5,000円減額いたしております。

次に、6ページをお願いいたします。

2、歳入です。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、補正額1,599万5,000円は、説明欄記載の国庫負担金が確定したものでございます。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金、補正額266万7,000円は、特別調整交付金が実施事業確定による増額となっております。

款5療養給付費交付金、補正額4,104万4,000円の減額です。療養給付費に対する社会保険支払基金からの交付額確定による減額となっております。

次のページです。

款7県支出金、項2県補助金、目2財政調整交付金は、補正額720万2,000円の増額です。普通調整交付金589万2,000円の減額、これは歳出の療養給付費等の減額に伴うものでございます。また、特別調整交付金1,309万4,000円の増額、実施対象事業に対する補助額の増額となっ

てございます。

次に、款8共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金、補正額5,293万2,000円と、目2保険財政共同安定化事業交付金235万6,000円は、それぞれ歳出の共同事業に対する国保連合会からの交付金確定により専決処分を行ったものでございます。

8ページをお願いいたします。

款10繰入金、目1一般会計繰入金、節区分2その他一般会計繰入金、補正額7,654万2,000円の減額です。国庫支出金等確定いたしまして増額したことと、歳出の療養給付費の減額によりまして、一般財源への負担が減少したことにより、その他一般会計繰入金を減額するものでございます。

次のページに移ります。

歳出です。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、歳入確保に伴う財源内訳の変更となっております。

項2徴税费、目1賦課徴収費、節区分13委託料241万2,000円の減額は、説明欄記載のとおりでございます。

次に、10ページに移ります。

款2保険給付費です。項1療養諸費、計の欄の減額、これ合計で2,370万7,000円は、目1一般被保険者療養給付費、それと目2退職被保険者療養給付費、これは保険者負担分の確定によりまして減額させていただいております。

それと、目3一般被保険者療養費、目4退職被保険者等療養費につきましては、財源内訳の変更となっております。

11ページをお願いいたします。

項2高額療養費、計の欄でございます。減額412万8,000円は、目1一般被保険者高額療養費、目2退職被保険者等高額療養費につきまして、費用確定による減額補正をさせていただいたものでございます。

次に、項3出産育児諸費、目1出産育児一時金、減額補正額137万6,000円、これも給付額確定による補正でございます。

12ページです。

款3後期高齢者支援金、そして款6介護納付金、そして次のページでございますが、款7共同事業拠出金は財源内訳の変更となっております。

13ページです。下段お願いいたします。

款8保健事業費、目1特定健康診査等事業費、補正額481万1,000円の減額は、事業費の確定により説明欄記載の経費を減額補正いたしましたものでございます。

最終ページです。

目1保健事業費、財源内訳の変更となっております。

国保特別会計専決処分の御報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第5号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 報告第6号 専決処分（平成26年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算  
（第4号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第9、報告第6号専決処分（平成26年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 報告第6号について御説明申し上げます。

報告第6号専決処分（平成26年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。平成27年3月31日に専決処分をいたしております。

次の1ページをお願いします。

平成26年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,807万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款7繰入金で、歳入合計、補正前の額19億6,693万6,000円、補正額114万3,000円の増額、合計19億6,807万9,000円でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款2保険給付費及び款4諸支出金の歳出合計は歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1総括、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ19億6,807万9,000円をお願いするものでございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額、増額114万3,000円でございます。節1介護給付費繰入金107万2,000円の増額につきましては、介護・予防給付費などの町の負担分12.5%分で、給付費実績見込みによる増額でございます。節2その他一般会計繰入金7万1,000円の増額につきましては、過誤納金還付金の実績増に伴うものでございます。過誤納金還付金の実績増につきましては、修正申告等に伴う保険料額変更により納付済みの保険料の還付金額がふえたことによるものでございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款2保険給付費、項2高額介護サービス費、目2高額施設介護サービス費、節19負担金、補助及び交付金、補正額99万3,000円の増額につきましては、実績見込みによるものでございます。この科目につきましては、1カ月の利用者負担額の合計額から所得区分ごとに定める利用者負担額上限額を控除して、超えた額を高額サービス費として支給するものでございます。

款2保険給付費、項3高額医療合算介護サービス費、目1高額医療合算介護サービス費、節19負担金、補助及び交付金、補正額7万9,000円の増額につきましては、実績見込みによるものでございます。この科目につきましては、介護保険及び医療保険の自己負担額を合算して年間の限度額を超えた場合に申請して認められると、高額医療合算介護サービス費として超えた額を支給するものでございます。

8ページをお願いします。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、補正額7万1,000円の増額につきましては、説明欄記載の過誤納金還付金で、修正申告等に伴う保険料額変更により還付金額がふえたことによるものでございます。

介護保険の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第6号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 報告第7号 専決処分（平成26年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第10、報告第7号専決処分（平成26年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長関君。

○水道課長（関 正行君） 報告第7号専決処分（平成26年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書をつけさせていただいております。平成27年3月31日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

平成26年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、平成26年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成26年度那智勝浦町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益、既決予定額4億229万1,000円に補正予定額7,600万円を追加し、計4億7,829万1,000円とするものでございます。

第2項営業外収益、既決予定額3,829万円に補正予定額7,600万円を追加し、計1億1,429万円とするものでございます。

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額3億9,593万2,000円から補正予定額320万6,000円を減額

し、計3億9,272万6,000円とするものでございます。

第1項営業費用、既決予定額3億2,207万4,000円に、補正予定額79万4,000円を追加し、計3億2,286万8,000円とするものでございます。

第2項営業外費用、既決予定額4,598万2,000円から補正予定額400万円を減額し、計4,198万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

実施計画となっております。説明につきましては、次の3ページの実施計画明細書で御説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出でございます。

収入につきまして、(款)1水道事業収益、(項)2営業外収益、目5消費税及び地方消費税還付金、節1消費税及び地方消費税還付金、既決予定額0円に対し、7,600万円の補正をお願いするものであります。この補正につきましては、平成26年度消費税におきまして、仮払消費税が借り受け消費税を上回ったため、還付金が発生したものです。仮払消費税につきましては、資本的支出、簡易水道統合整備事業の事業費の増加により、それによる仮払消費税が多く発生したためのものであります。

支出をお願いいたします。

(款)1水道事業費用、(項)1営業費用、目5資産減耗費、節1固定資産除却費、既決予定額205万円に対し、79万4,000円の補正をお願いするものです。この補正は、平成26年度固定資産除却費用におきまして、精算の結果、当初より除却費用が多く発生したためのものであります。

(款)1水道事業費用、(項)2営業外費用、目2消費税、節1消費税、既決予定額400万円に対し、400万円の減額をするものでございます。この補正につきましては、先ほど御説明させていただきましたように、平成26年度消費税におきまして還付となったため減額するものでございます。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長(森本隆夫君) 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森本隆夫君) 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森本隆夫君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第7号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 報告第8号 専決処分（平成26年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号））した事件の承認について

○議長（森本隆夫君） 日程第11、報告第8号専決処分（平成26年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） 報告第8号専決処分（平成26年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。平成27年3月31日に専決処分をいたしております。

1ページをお願いいたします。

平成26年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条、平成26年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成26年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入につきましては、第1款病院事業収益、既決予定額21億5,483万9,000円に補正予定額614万9,000円を増額し、計21億6,098万8,000円とするものです。

内訳につきましては、第2項医業外収益、既決予定額3億147万4,000円に補正予定額614万9,000円を増額し、計3億762万3,000円とするものです。

次、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入につきましては、第1款資本的収入、既決予定額4億155万9,000円から補正予定額4,002万3,000円を減額し、計3億6,153万6,000円とするものです。

内訳につきましては、第3項他会計負担金、既決予定額2億1,505万9,000円から補正予定額4,002万3,000円を減額し、計1億7,503万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

実施計画です。

内容につきましては、先ほど説明した部分と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

きます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出でございますが、収入の款1病院事業収益、項2医業外収益、目7資本費繰入収益、補正予定額614万9,000円の増額は、建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対する繰入金の会計処理につきましては、原則として長期前受け金に整理し、減価償却に伴って収益化することとなっておりますが、元金償還金に対する繰入金のうち、繰入額と減価償却額との差額が重要でない、額が近似する場合には、全額その年度に資本費繰入金収益として計上ができることによるものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入の款1資本的収入、項3他会計負担金、目1他会計負担金、補正予定額4,002万3,000円の減額につきましては、建設改良事業費の確定に伴う負担金の減額でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第8号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 報告第9号 平成26年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（森本隆夫君） 日程第12、報告第9号平成26年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 報告第9号平成26年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成26年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。これにつきましては、平成26年度予算に計上している事業のうち、27年度に繰越明許させていただきました事業に係るもので、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額とその財源内訳を記載しております。

款2総務費の役場庁舎高圧受電設備改修事業から款10災害復旧費の井谷線地すべり災害復旧工事設計業務委託事業まで、合計金額は8億9,877万8,000円、うち翌年度繰越額は5億2,401万9,000円、財源内訳は、未収入特定財源のうち、国県支出金2億4,345万6,000円、地方債が9,870万円、それと一般財源が1億8,186万3,000円となっております。

以上、地方自治法施行令の規定によりまして議会へ報告するものでございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第9号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 報告第10号 平成26年度那智勝浦町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

○議長（森本隆夫君） 日程第13、報告第10号平成26年度那智勝浦町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 報告第10号平成26年度那智勝浦町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成26年度那智勝浦町一般会計予算事故繰越し繰越計算書でございます。これにつきましては、平成26年度に繰越明許させていただきました事業のうち、さらに平成27年度に事故繰越した事業に係るものでございまして、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額とその財源内訳、説明欄記載の事故繰越に至った理由を記載してございます。

款10災害復旧費の振ヶ瀬川河川災害復旧事業、翌年度繰越額は4,002万7,000円、同じく災害復旧費の井谷1号線道路災害復旧事業は1,089万2,000円で、合計金額は5,091万9,000円、財源内訳は、未収入特定財源のうち、国県支出金4,579万6,000円、地方債460万円と一般財源の

52万3,000円となっております。

以上、地方自治法施行令の規定の準用によりまして議会に報告するものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第10号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第41号 那智勝浦町企業立地促進条例

○議長（森本隆夫君） 日程第14、議案第41号那智勝浦町企業立地促進条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第41号について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

まず、那智勝浦町企業立地促進条例は、平成21年12月25日に一度制定されております。この条例は5年の時限立法で、その間に本町が過疎対策法の適用を受けることとなったため、平成26年3月31日に失効となりましたが、過疎対策法ではレクリエーション施設が対象外となるために、再度平成27年6月1日から条例の制定をお願いするものでございます。

那智勝浦町企業立地促進条例の目的といたしましては、第1条、本町における企業の立地と事業規模の拡大を促進するため、町内に事業所や工場等を設置する者に対して必要な奨励措置を講じ、産業の振興及び雇用機会の増大を図ろうとするものでございます。

第2条に、定義といたしまして、設置者とは、物品の製造事業、情報通信事業、学術、専門、技術サービス事業またはレクリエーション事業の用に供する施設を新設、増設または移設する者としております。

ここに言います新設とは、町内に事業を有しない者が町内に事業所を設ける、または町内に事業所を有する者が当該事業所と異なる業種の事業所を設けること。また、増設とは、町内に事業所を有する者が事業規模を拡大する目的で既存の町内または町外の事業所を廃止せず、町内に新たに事業所または設備を設置すること、移設とは、町内に事業所を有する者が事業規模を拡大する目的で当該事業所を廃止し、町内の他所に事業所を設けること、または町外に有する事業所を廃止し、町内に事業所を新たに設けることをいいます。

奨励措置といたしまして、第3条第2項の3行目の中ほどに「適用年度より3ケ年間に限り、次のとおり固定資産税を免除する」として、(1)から(3)まで上げてございます。

第4条につきましては、指定の申請、取り消し等のほか、手続的なことを定めてございま

す。

附則といたしまして、第1項で、この条例は平成27年6月1日から施行する、第2項で、この条例は平成32年3月31日限り、その効力を失うとしてございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第41号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第42号 那智勝浦町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第15、議案第42号那智勝浦町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 議案第42号那智勝浦町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例の一部改正は、和歌山県の補助金交付要綱が改正されたことに伴い、必要な文言を加えるものでございます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、第2条、定義でございます、第4項中、「療養費」の次に「訪問看護療養費」を、「家族療養費」の次に「家庭訪問看護療養費」の文言を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年8月1日から施行するものでございます。

以上で御説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第42号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議案第43号 那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第16、議案第43号那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 議案第43号那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例の一部改正は、和歌山県の補助金交付要綱が改正されたことに伴い、必要な文言を加えるものでございます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町ひとり親家庭医療費支給条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、第5条、医療費の支給の条項でございますが、第2項中、「療養費」の次に「訪問看護療養費」を、引き続き、次に「家族療養費」の次に「家庭訪問看護療養費」の文言を加えるものでございます。

附則として、この条例は平成27年8月1日から施行するものでございます。

以上で説明終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

5番蜷川君。

○5番（蛭川勝彦君） この議案第43号と、この新旧対照表ありますね。この中で、「家族療養費」とあるところは新旧対照表では「家庭療養費」となってますね。これってどちらが正しいのかということと、それからもし両方とも正しいのであれば、「家族」と「家庭」の違いはどこにあるのかということをお教えてください。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 今御指摘いただいたところでございますが、新旧対照表が誤りでございます。申しわけございません。

〔5番蛭川勝彦君「5番。もう一回はしっかり確認していただければありがたいんですけど、今ちょっとわからないって方がいらっしゃるんで」と呼ぶ〕

後ほど改めて御報告させていただきます。

○議長（森本隆夫君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 新旧対照表を改めて差しかえをさせていただきます、正しいのを。

○議長（森本隆夫君） お諮りします。

ただいま住民課長の説明では、新旧対照表を差しかえるということで、皆さんの許可を得たいと思います。御異存はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） それでは、そのように許可されましたので、御報告します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第43号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第44号 那智勝浦町重度心身障害児者医療費支給条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第17、議案第44号那智勝浦町重度心身障害児者医療費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 議案第44号那智勝浦町重度心身障害児者医療費支給条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例の一部改正は、和歌山県の補助金交付要綱が改正されたことに伴い、必要な文言を加入するものでございます。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町重度心身障害児者医療費支給条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、第2条定義の第3項中、「療養費」の次に「訪問看護療養費、家庭訪問看護療養費」の文言を加えるものでございます。

附則として、この条例は平成27年8月1日から施行するものでございます。

以上で御説明終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第44号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議案第45号 那智勝浦町消防団条例の一部を改正する条例

○議長（森本隆夫君） 日程第18、議案第45号那智勝浦町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長江崎君。

○消防長（江崎光洋君） 議案第45号那智勝浦町消防団条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

〔議案第45号朗読〕

改正の趣旨は、消防団員の入団条件を緩和し、広く入団を促進するものでございます。

改正の根拠は、平成25年に制定されました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律によるところで、全国的に減少傾向にある消防団員の入団を促進し、強化を図るものでございます。

次のページに新旧対照表をつけております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） この改正については、趣旨はよくわかるんですけど、8時間労働ということであれば、24時間はその居住地におられると、一般的には、普通に考えると。その24時間のうちの16時間がその居住地におられるということでしょうね。その勤務している8時間の間に招集をかけるということであれば、今までどおりサイレンを鳴らして招集をかける、団員の招集をかける。

しかしながら、勤務時間以外に、おうちへ帰ってるときの招集についてはどういうふうな手だてをするという、そういう話もされてあるんですかね、団の人と。そこらあたりひとつ、どんな考えであるんか、ひとつお願いしたい。

○議長（森本隆夫君） 消防長江崎君。

○消防長（江崎光洋君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、在勤時間だけでは、やはり24時間中の対応時間というのは限られてございます。

しかしながら、消防団員の性格からしますと、それぞれが自分の仕事、家庭を持った中で非常事態に駆けつけていただく立場にあります。そういう中で、10人おるから10人が来れるという問題ではなくて、分母を広く求めて、そしていざとなったときに活動して集まってくれる分子を少しでもふやそうという趣旨でございます。

それと、説明不足でしたんですが、在勤者を広く募集したいというところもあるんですが、もう一つに、現在団員として活躍されている方、この方がもし町外へ何らかの理由があつて住所変更した場合、この場合に消防団員としての資格を失うこととなります。そういう方の救済措置の意味も含めての改正です。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 私も消防団員長く務めたんですけど、今言われたように、ここに居住地を、入団した当時は居住地を那智勝浦町に定めておつたと。しかしながら、結婚した後は新宮市のほうへ居住地を移したと。しかしながら、そのままになっておつた時期、何年間はそのま

まになっておったんですね、団員も少ないということもありまして。

だけど、夜火事があったと、知らなかったよと、教えてほしかったよと、そういうお話も聞きましたんで、やっぱり何らかの形で、この招集についても何らかの形でお知らせすると、団員に、居住地が他市町村にある人についてはですね、夜。夜でも、夜勤の方もおられると思いますが、何らかの形で招集かけると、お知らせするという、そういう策も考えておったほうが、ほっとくと、わからないから来ないですからね。だけど、電話1本あったら来る人もおりますんで、そこらあたしもひとつ工夫していただきたいと思いますわ。せっかく団員の分母を大きくしても、分子が小さかったから何にもなりませんので、そこらあたしもひとつ考えていただきたいと。

○議長（森本隆夫君） 消防長江崎君。

○消防長（江崎光洋君） 御指摘をいただきました内容、十分精査しまして、これからの消防・防災活動に反映したいと思えます。御指摘ありがとうございました。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第45号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開14時50分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時30分 休憩

14時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第46号 平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）

○議長（森本隆夫君） 日程第19、議案第46号平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第46号平成27年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,516万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億6,256万4,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計で補正前の額79億7,740万4,000円、補正額5億8,516万円、計85億6,256万4,000円となっております。

3ページをお願いします。

歳出ですが、款2の総務費から、次のページをお願いいたします、款10の災害復旧費まで、歳出の合計額は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

5ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正です。

新病院建設のため、病院施設整備費繰出金について平成28年度から平成29年度まで17億1,600万円の債務負担行為の補正をお願いするものでございます。一般会計で借入れを行います過疎債の繰出金に係るものでございます。

6ページをお願いします。

第3表地方債補正です。

起債の目的欄、過疎対策事業を補正、計、補正前の限度額4億2,150万円に4億590万円を増額し、補正後の限度額を8億2,740万円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1総括として、このページの歳入、次の8ページの歳出について、それぞれ5億8,516万円の増額をお願いしてございます。

歳出の補正額の財源内訳でございますが、8ページにあります。

国県支出金1億3,887万円、地方債が4億590万円、その他41万2,000円、一般財源3,997万8,000円となっております。

9ページをお願いします。

2歳入です。

款10地方交付税、目1地方交付税につきましては、補正額3,997万8,000円を追加し、計は27億8,488万8,000円となっております。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節3未利用間伐材利用促進対策補助金637万2,000円につきましては、二河・坂足地内の町有林で実施をいたします未利用間伐

材促進対策事業委託に係る補助金を国から受け入れるものでございます。

目5 消防費国庫補助金、節5 耐震ベッド・耐震シェルター設置事業補助金26万6,000円につきましては、耐震ベッド・耐震シェルター設置事業の補助金を国から受け入れるものでございます。

10ページをお願いします。

款15 県支出金、項2 県補助金、目6 消防費補助金、節6 耐震ベッド・耐震シェルター設置事業補助金26万6,000円につきましても、同じく県補助金を受け入れるものでございます。

款16 財産収入、項2 財産売払収入、目2 物品売払収入31万2,000円につきましては、未利用間伐材利用促進対策事業において搬出された木材の立木売払収入を受け入れるものでございます。

款20 諸収入、項4 雑入、目1 雑入、節1 雑入、補正額10万円は、説明欄記載の防災行政ラジオ購入負担金を購入された方から受け入れるものでございます。

12ページをお願いいたします。

款21 町債、項1 町債は、目3 衛生債、目4 農林水産業債、目8 教育債の説明欄記載の事業について4億590万円の補正をお願いするものでございます。

下のページ、13ページをお願いします。

3歳出です。

款2 総務費、項1 総務管理費、目3 財産管理費、節13 委託料750万5,000円のうち、不動産鑑定業務委託36万6,000円につきましては、宇久井漁業協同組合付近の町有地売却のため、鑑定業務を委託するものであります。

また、不動産測量業務委託174万3,000円につきましては、同町有地売却のための72万円と、次の未利用間伐材利用促進対策事業委託による山林の測量業務委託102万3,000円との合計となっております。

3行目の未利用間伐材利用促進対策事業委託539万6,000円につきましては、歳入でも申し上げましたとおり、二河・坂足地内の町有林の国の補助事業を活用いたしまして、那智勝浦町森林組合に間伐をお願いするものでございます。

目6 電子計算費、節13 委託料70万円につきましては、社会保障・税番号制度導入準備業務委託で、本町の電算システムの税番号制度に対応するよう改修するもので、健康管理システム分となっております。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目10 病院費1億967万6,000円につきましては、説明欄記載のとおり、町立温泉病院事業会計への繰出金に係るものでございます。病院建設事業の平成27年度前払い分と過疎債の借入分、それと人件費分の繰り出しとなっております。

16ページをお願いします。

款8 消防費、項1 消防費、目5 災害対策費で123万5,000円の補正をお願いしております。節11 需用費の消耗品60万5,000円につきましては、当初予算で防災ラジオ100台分の予算をお願いしておりましたが、予算額を超える申し込みがあったため、追加の40台分をお願いするもので

ございます。節13委託料の防災行政無線設備点検委託9万8,000円は、5年に1度の防災行政無線設備点検委託をお願いするものでございます。節19負担金、補助及び交付金53万2,000円につきましては、耐震ベッド・耐震シェルター設置事業補助金に係るもので、住宅の耐震化が進まない現状の対策といたしまして本年度から実施されるもので、2件分の補助金をお願いをいたしております。

総務課の関係につきましては以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

13ページをお願いします。

歳出でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費につきましては、239万3,000円の増額をお願いするものでございます。節4共済費34万7,000円、節7賃金204万6,000円につきましては、福祉課所属の管理栄養士が産前産後休暇に入ることに伴う、臨時管理栄養士雇用に係る共済費及び賃金でございます。

管理栄養士の業務内容につきましては、母子保健法に基づく事業として、パパ・ママ学級で妊婦さんへの栄養指導、乳幼児健診、乳幼児健康相談、離乳食教室での離乳食指導、健康増進法に基づく事業として、健康相談での栄養指導、生活習慣病に関する健康教室、また食育に関する事業として、保育所での食育指導、その他高齢者への栄養相談事業、食生活改善推進員の支援、また個人の方から栄養指導の依頼にも対応させていただいております。以上のことから、管理栄養士の業務は必要不可欠であり、今回臨時職員の雇用をお願いするものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 観光産業課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いします。

歳入でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節15子ども農山漁村交流支援事業補助金36万円につきましては、県内の小学生を農山漁村が受け入れ体験させる費用の100%を受け入れるものでございます。節16農村地域防災減災事業補助金90万円につきましては、ため池ハザードマップ作成委託費用の100%を受け入れるものでございます。節17海岸漂着物地域対策推進事業委託補助金202万5,000円につきましては、委託費用の10分の9を受け入れるものでございます。前年度は10分の10の補助率でありましたが、国の制度改正により10分の9となったものでございます。

目5商工費補助金、節2和歌山市町村消費者行政活性化交付金100万4,000円につきましては、啓発事業費の100%を受け入れるものでございます。

14ページをお願いします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節13委託料の90万円は、ため池ハザードマップの作成委託費用でございます。ため池が災害等で決壊した場合の被害範囲を地図化するものでございます。本年度は、橋ノ川池、与根河池、中ノ川池の3カ所を予定しております。補助金の内示が4月にありましたので、補正をお願いするものでございます。節19負担金、補助及び交付金の36万円につきましては、子ども農山漁村交流活性支援事業補助金として、子ども農山漁村交流受け入れ協議会が行う事業に対しまして補助を行うもので、1人1万5,000円の24名分の交流受け入れ事業に対する補助でございます。当町への受け入れ要望が4月にあったため、補正をお願いするものでございます。

目5那智駅交流センター管理費、節13委託料100万円、節15工事請負費3,020万9,000円につきましては、丹敷の湯の改修費用でございます。4月15日にボイラーが故障し、修繕できる状況ではなく、以来休業している状況でございます。熱交換器、ろ過器とも老朽化しておりますので、これらを交換いたしたく補正をするものでございます。ボイラーの寿命を伸ばすため、灯油式で現在より小型のものを3基設置しまして、またランニングコスト削減とサービス向上のために浴槽の一部の改修をお願いするものでございます。

お配りしております観光産業課関係資料をお願いします。

浴室部分の平面図でございます。上側が海側ということになります。それぞれの浴室の端の網かけ部分について、傾斜を設けまして、横になって入浴できる、いわゆる寝湯といたしまして改修を考えてございます。これにより、現在浴室全体で40トンの湯量となっておるものを約10トン減らすことができますので、燃料費の削減ができると考えてございます。

済いません、議案書14ページに戻っていただきたいと思えます。

項3水産業費、目2水産振興費、節13委託料の225万円につきましては、海岸漂着物地域対策推進事業委託としまして、海岸の流木等の処理を重点区域において実施するものでございます。前年度に引き続きお願いするもので、国の予算が遅延いたしましたので今回補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、節11需用費97万2,000円と節13委託料3万2,000円につきましては、消費者問題に対する取り組みといたしまして、啓発用のカレンダーの作成と啓発講座実施に係る相談員の派遣委託に係るものでございます。当初予算の時点では国の予算が未確定であったため、今回補正をお願いするものでございます。

項2観光費、目1観光総務費、節19負担金、補助及び交付金の20万円につきましては、紀の国トレイナート負担金といたしまして、JR紀勢本線の駅舎にアート作品の展示やペイント等を行うもので、和歌山県とJR紀勢本線沿線の9市町村が実行委員会に対して負担金を出すものでございます。協力依頼の申し出が3月にございましたので当初予算には間に合いませんでしたので、補正をお願いするものでございます。

目2観光振興費、節13委託料の50万円につきましては、那智山熊野交通前駐車場トイレの清

掃業務委託としまして熊野交通に委託をするものでございます。新築工事が完了いたしましたので、補正をお願いするものでございます。

18ページをお願いします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費、節15工事請負費の600万円の減額のうち、那智の滝源流域作業道災害復旧工事2,100万円の減額につきましては、当初予算において町単独事業に計上しておりましたが、県の補助事業でありますので、次の目3林道施設災害復旧費に振りかえるものでございます。その下の林道小匠小森川線災害復旧工事1,500万円につきましては、当初予算で測量設計と土砂の撤去について御決いただいておりますが、今回そののり面の吹きつけ工事等をお願いするものでございます。

観光産業課の関係は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

16ページをお願いします。

歳出でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、補正額78万3,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分14使用料及び賃借料でございます。説明欄記載の土砂置き場敷地借上料でございます。大谷残土処理場への進入道路新設工事を天満方向から工事を進めていますが、井関方向からも工事を進めることにより進入道路の早期完成を図りたく、井関側の民間企業用地を借り上げて残土の仮置き場とするものでございます。借地面積は3,909平方メートル、借地料は1カ月1平方メートル当たり100円でございます。なお、金額につきましては、国土交通省及び和歌山県が借地している金額と同額でございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） 教育委員会の関係につきまして御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節3学校施設環境改善交付金1億2,698万円につきましては、備考欄記載の色川小中学校統合施設整備事業に係る国の補助金でございます。

11ページをお願いいたします。

款15県支出金、項3委託金、目2教育費委託金、節2実践的安全教育総合支援事業委託金69万7,000円につきましては、文部科学省の防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業を活用した防災教育の必要経費を委託料として県から受け入れるものでございます。事業の詳細につきましては歳出にて御説明いたします。

17ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育諸費、補正額69万7,000円につきましては、先ほど歳入で少し御説明いたしました文部科学省の防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業を活用した防災教育の必要経費であり、節8報償費38万2,000円及び節9旅費31万5,000円を計上しております。

この事業は2本立てとなっております、1つ目は、災害ボランティア体験活動の推進支援事業として、防災リーダーの育成を目的として、町内の小学5年生から中学3年生を対象として募集し、防災スクールを2回開講いたします。2つ目は、学校防災アドバイザーの派遣活用事業として、那智中学校をベースに、大人・子供を問わずに防災意識の向上を図ることを目的に3回の研修会、ワークショップを行う予定です。両事業ともに具体的なメニューは、今後和歌山大学防災研究センターの指導、支援をいただきながら、実践委員会で検討を進めます。

予算は、アドバイザー等の謝金38万2,000円と旅費31万5,000円の合計69万7,000円を計上しており、全額県からの委託料でございます。

款9教育費、項2小学校費、目3色川小中学校統合施設整備事業費、補正額4億1,074万8,000円のうち、節13委託料1,205万7,000円につきましては、備考欄記載の色川小中学校建設に係る校舎新築工事監理委託料でございます。新築工事費の7%が工事設計及び監理の基本額となりますが、今回は工事監理のみの委託となりますので、基本額の40%を計上しております。節15工事請負費3億9,869万1,000円につきましては、色川小中学校建設に係る校舎新築工事請負費でございます。

色川小中学校統合施設整備事業につきましては、その建設費等を第1回定例会に上程いたしました。その費用が概算での計上であり、設計図面もお示ししていない状況でありましたので、このたびその反省に立ち、設計図面及び建設費用を積算し、再度上程させていただきましたので、よろしく願いいたします。

教育委員会関係資料といたしまして色川小中学校新築工事設計図をお配りしておりますので、そちらで説明させていただきます。

A3判4枚物の資料をごらんください。

資料の1枚目が配置図及び付近見取り図であります。図面の右側が北となっております。

現在色川小学校は取り壊され更地となっておりますが、校舎は、体育館建設予定地を考慮し、このような配置を考えております。

構造は鉄骨造2階建て、面積は、右下部分に記載しております、1階、2階とも769.20平方メートル、合計1,538.4平方メートル、465.36坪が建築面積です。外壁、内装は木材を使用いたします。床につきましても、コンクリートの上に木材を張る予定です。

2枚目をお願いします。

左上が、南側、校舎の正面から見たものです。左下が、北側、校舎の裏側から見たものであります。

3枚目をお願いいたします。

3枚目は1階の平面図です。主に小学校部分となります。南側の日当たりのよいところに教

室3室、北側に校長室、職員室、給食調理室、トイレ等を配置しております。また、西側、図面の左側には、体育授業も想定した講堂を配置しており、災害時には避難場所として利用できるようにしております。この講堂は音楽室も兼ねております。建設費を抑えるため面積を絞った結果、音楽室が小さい部屋しかとれなくなり、学校とも協議の結果、小さい部屋では音の反響も大きいことから、それならば講堂にピアノを置くと、授業や入学式、卒業式等の行事、地域のコーラス活動にも使いやすいということで、講堂を音楽室として使用することになりました。講堂は、体育授業も音楽授業も行うため、講堂内に体育道具や楽器等の保管スペースを確保をします。

4枚目をお願いします。

4枚目は2階の平面図です。主に中学校部分となります。南側に教室3室と特別活動室、北側に職員室、美術室、技術室、西側に理科室、パソコン室、家庭科室、図書室を配置しております。特別活動室は、特別支援教室が必要となった場合や、ランチルーム、その他多目的に利用できるスペースとしております。また、校舎の北側、南側、東側の3カ所に外階段を設置し、非常時の避難経路を確保しております。

設計図の説明は以上であります。

議案書にお戻りください。

このような設計により、新築工事費を3億9,869万1,000円と積算しました。3月議会では、概算の数字で面積が1,500平米、建設費が3億7,500万円を計上しましたが、設計の結果、38平米、2,369万1,000円の増となりました。設計に関しましては、災害時の避難場所や地域交流の場としての利用を考慮しつつ、学校とも協議しながら、学校運営に支障のない範囲でできるだけコンパクトにおさまるように設計し、建設費もできるだけ抑えるようにいたしました。

色川小中学校につきましては、学校本体の耐震力不足を解消し、安全・安心な学習環境を整備するため、これまで途中、計画の変更はありましたが、小学校解体、新築設計と進んでまいりました。現在は色川中学校の教室に間仕切りを設け、小学生16名、中学生6名が授業を受けております。

教育委員会といたしましては、一日も早く児童・生徒が安全に授業を受けられるよう、安心して子供たちを預かることができるよう、教育環境の整備を行いたいと考えております。議員の皆様の御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

教育委員会の関係につきましては以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） お尋ねいたします。

16ページ、消防費、目5災害対策費、節19負担金、補助及び交付金の耐震ベッド・耐震シェルターとありますけれども、これはどのようなもので、どこに設置するのでしょうか。

次に、18ページ、那智の滝源流域作業道災害復旧工事、これは2011年の台風による被害の復旧だと思うんですけれども、この作業道のところで川を越えるところがありますね。川を越え

るところに丸いプラスチックの管か土管が埋まってるかと思うんですけども、そこが塞がれて、そこを土砂が越えて作業道を荒らすというところが多く見られてるんですけども、その辺についての対策はどのようにとるのか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 耐震ベッド・耐震シェルターに対するお尋ねでございます。

地震による住宅倒壊から最低限命だけは守るために補助を実施してございます。問題点として、多額な費用がかかることや、住みなれた家を改善したくないなどの理由から耐震改修をちゅうちょする高齢者が多いということで、安価に、改修を必要としない減災対策の支援メニューということで進められてございます。

耐震ベッドにつきましては、太い角材の骨組みの直方体で構成し、角材の接合部は金属の金具などで補強され、上部は板で囲われています。住宅倒壊などで天井が落下しても潰れずに身を守れるような構造となっております。シェルターにつきましては、部屋の内部を箱で囲うような形で、四方からの落下、転倒物に対応できるようになってございます。木製、金属製など数種類あるということですが、この両方とも価格につきましては大体40万円ぐらいということで、それに対する補助になってございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

那智の滝源流域作業道災害復旧工事の関係でございますが、申しわけございません、ちょっと把握してございませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 5番蛭川君。

○5番（蛭川勝彦君） 先ほどの耐震ベッド・耐震シェルターですけども、これは一般の家庭で申し込みがあったところに設置するのでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員さんおっしゃられますとおり、高齢者の方、それから障害者の方が居住する住宅で、耐震改修が多額の費用がかかることや住みなれた家を改修したくないという理由から耐震改修をされない方ということになっております。一応件数としては、本年度で2件予定してございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

12番引地君。

○12番（引地稔治君） 濟いませぬ、2点ほど。

13ページ歳出で、まず衛生費の病院費繰出金、町立温泉病院会計繰出金、まずこれですね。これで、これが可決になると一気に新病院建設が進むと思うんですが、前回、病院に関しては、新病院建設に関しては、財政シミュレーションというのをいただきましたよね。今回、当

然その財政のことが気になるのは、議員各位全員そうだと思うんですけど、その財政シミュレーションちゅうのはいただけないものか、今回なぜないのか。前回いただいて、ほんで今回本当に総工事で50億円内と言うておられてますけど、それで本当に大丈夫なのかというの。まず、そこですね。

ほんで次に、14ページ的那智駅交流センター管理費、これ風呂の改修工事なんですけど、ボイラーが壊れたということなんですけど、まずこれ、この公衆浴場に係る経費と、ほんで売り上げ、ほんで赤字になってると思うんですけど、年間どれぐらいの赤字が生まれているものか、まずそこ2点、お聞きします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 財政シミュレーションに関する、病院建設にかかわる財政シミュレーションについてのお尋ねでございます。

人口が減少する中で、財政シミュレーションを昨年度実施しましたが、その厳しい状況には特に変わりはありません。今回何が変わってるかと申し上げますと、建設費用が66億円、最終的には68億円ほどもいきましたが、27年3月で68億円までいきましたけども、それではもう、ほかの事業も含めまして、この病院で建設することはできないということで、今回50億円で、デザイン・アンド・ビルドを活用しまして建設する企業を選定をしようと考えてございます。

変わっている状況といいますと、その16億円ないし18億円ぐらいが建設費用が減額されたということになるかと思いますが、これで1つ大きな事業ができるということになります、厳しい状況については何ら変わりはありません。今後の財政状況を見ながら進めていく必要がございます。

シミュレーションについては、その人口減少が続く中で、前回のシミュレーションを踏襲し、病院建設についても一つ一つ、まず病院の事業を確定して、その事業を確定した後に次の事業を計画し、選定してやっていくと、順番にやっていくという形が必要になるかと思えます。そしてまた、シミュレーションにつきましては、平成26年度の決算、もう少し、9月に決算が出ますけども、決算後にもう一度作成をしたいと考えております。その時点で次の事業を選定し、3年ぐらいの短期間の事業を選定し、それと長期の事業を選定して、それらを含めましてシミュレーションを実施いたしまして、次のやるべき事業を順番に選定しながら慎重に事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

丹敷の湯の赤字がどれだけあるかという質問だと思いますが、予算計上上、那智駅交流センター費として計上しておりまして、事業は道の駅「なち」の中の施設ということになりますので、ざっとした概算でしか出すことができません。25年度におきまして、概算で風呂の部分で約350万円程度の赤字と試算してございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） まず、病院なんですけど、その病院の事業50億円、前回シミュレーションもろうたやつで、年間3,500万円ぐらい、3億5,000万円ぐらい、約3億円近くだったと思うんですけど、ずっと足らんような感じで、40何年には基金がなくなるような状態になってましたよね。ほで今回、その後の事業、必要な事業あるでしょう。そのときクリーンセンターとかいろいろ入れてあったじゃないですか。ほで、病院建設で、これが何年度になるかわからんっていうような状況、今もそういう状況なんですか。

そしてあと、この建設、企業会計ですので、黒字になってもうかったら幾らでも借金返せるんですよ。その経営で、いかにその健全な病院経営ができるかっていうことなんですよ。その、今度の新病院の診療科目とかそういうのを見ても、今の病院とさほど変わった状況じゃないでしょう。その中で、今は赤字ありますよね。25年度で1億5,000万円ぐらいかな、ほで26年度で2億円ぐらい足らんと思うんですけど、建物が新しなって、中の診療科目がそんなに変わらんような経営の中で、この赤字がなくなる、ほんで赤字がないという前提の中で財政シミュレーションを組んでいるんでしょう。

我々、事業をするときに、銀行からお金借りるときに、ちゃんと事業計画、ほんで経営が悪かったら、経営のやり方ちゅうのを改善をしたところを見せんと、なかなか融資って受けられないでしょう。今、そのよく似た段階だと思うんですよ。その今の経営、病院で、ほんなら今度の新しい病院では赤字が生まれず、黒字になるんやっていう根拠、それ説明してもらえますか。

ほんで次に、お風呂なんですけど、年間約300万円ぐらい赤字になってますよね。ほんで、今度そこへ約3,000万円のお金を放り込むと。普通民間やったら、もうこんな負債の部分、赤字の部分っていうのはもう切り捨てようとするじゃないですか。まだ、これがある程度黒字の施設だったら、その改修費入れてもええと思うんですよ。この赤字を生みやるとこにですよ、まずは安易に、ボイラー壊れたさかボイラーもつけて、ほんでついでに改修工事も行う。10トンぐらいですか、湯が少ななる、これである程度の経費は削減できるでしょうけど、黒字にできます。どうですか。これで改善できると、この改修工事でその赤字部門を改善できるとお考えですか。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） まず、財政シミュレーションに対するお尋ねでございますけども、先ほども説明しましたが、この財政シミュレーションを昨年度作成しまして、この数字を出させていただきました。これは、本町の財政シミュレーションについて、病院建設等予定されてる事業を全て行った場合にどのような財政状況になるかということを中心にいろいろ設定しまして試算したものでありまして、単純にこれで町が破綻するというようなものではございません。ただ、人口減少の中で、町の財政っていうのは非常に厳しくなるということはこの中でも見えるようになってございます。そして、このときの結果といたしまして、平成40年以

降になりましたら、このまま何もかも事業を含めましてやるとなると、赤字になって、ひょっとしたら再建団体にも入るよというふうな資料となっております。

ただ、こうならないように、毎回毎回事業を確定しながら、短期的なもの、長期的なものを織りまぜながら事業計画を行ってまいります。ですので、こういうふうな破綻ということは決してございません。

それと、その病院の建設につきましては、当初、平成23年ぐらいにその病院の推進室の設置準備をお認めいただいたときにおきましても、建設費が約48億円、それとその中に補助金が10億円程度あるということでお認めをいただいております。今回はほぼ同額の50億円で建設を、設計施工を一括方式で行う業者選定を行うということでございます。どうか御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 丹敷の湯につきましては、この25%、10トン湯量を減らすことによって黒字に転換するというようなものではございません。ただ、丹敷の湯につきましては、町内唯一の公営の温泉入浴施設でございますので、道の駅に温泉が備えられているということで、温泉の町をPRする上で大きな存在になっていると考えてございます。また、地域住民の入浴施設といたしましても、年間1万7,000人程度が利用しておりまして、その中には、ほかで入浴を断られたというお年寄りや体の不自由な方もいらっしゃいます。そして、公営の施設ということで、敬老の日に1週間無料で利用していただくなど、イベント等にも活用してございます。

今後、丹敷の湯をより多くの町民、観光客の皆さんに利用していただけるように工夫し、また入浴状況を見つつ、ボイラーの稼働基数を変えるなど、よりコストダウンに努めてまいりたいと考えてございますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） 12番議員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、病院の経営についてでございますが、次の議案に係る部分もでございますのであれですが、新病院ということじゃなくて、現状の病院でも同じでございますが、まず国のほうからこの4月に新しい公立病院の改革ガイドラインというのが示されまして、それに基づいて県のほうも地域医療ビジョンというのを新たに組む予定になってございます。それを含めて、病院としましても、当年度、今年度と来年度までに改革プランというのを新たに組まなければいけなくなってございます。その中で、当然今までもそうですし、26年の診療報酬の改定でもございましたように、国の医療自体が在宅復帰を目指してらっしゃるという医療改正がございまして、また、来年度予定されているその診療報酬のほうでも、またその面が特に強化されるんではないかと思っております。

御存じのように、当院では、もともと県の地域再生医療計画においても、回復期を担う病院として位置づけされております。現状でもそうですが、新病院に関しても、そこら辺を特に強

化をしていきまして増収を図っていきたいと考えております。

単純に、特にリハビリテーションにつきましては、現状でもリハビリテーション科のほうから、とにかくスタッフ、PT初めスタッフを増員していただければ、それに見合った分の当然患者のキャパはあるということでございますので、そこら辺を特に力を入れていくことと、当然今まで問題でありました職員給与比率も、今後新病院の建設にかけては、改革プランの中でも目標値を決めて、さらに精査をしていきたいと考えております。

また、先ほど申しましたその在宅復帰という面から、今までテストケースでもありました訪問看護あるいは訪問診療というところにも新たに力を入れていく、そして現状の療養病棟につきましても、さらに高い基本料の設定を目指して、そこら辺の診療体制を考えていきたいと思っております。

社会的要因で、いわゆる人口的には減ってきておりますが、高齢化率というのはそれほど下がらないのではないかという見込みのもと、あるいは先ほど言いましたように在宅復帰ということを中心考えると、当院はまだまだその役割ってというのは大きいと考えております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） その経営の難しさですよ、まず経営さえ、もうけてくれたら、建物、どんな建物でも建っても借金返せれるんですよ。ほんで、財政シミュレーションも、当然赤字がないということで計算してるでしょう。そしたら、今の病院で、よけ診療体制変わらんのに、今の病院でほんなら何で赤字なんですか。何でそこ改善せんのですか。

一番最初、僕当初、1期目のときに総務常任委員会やったもので、厚生常任委員会入ってなかったもので、病院経営に関しては全然聞いてもないし、知らなんだんですよ。公立の病院の経営の難しさっていうのもわからなんだ。ほんで、そのとき病院建設の賛否を問うたときに、僕1年生議員やったもので、なぜ先輩議員たちが反対するのかなっていうのはわからなんだですよ。当然そのとき僕、無知やったんですよ。ほんで、2期目に厚生常任委員会入らせてもらって、その公立病院の経営の難しさっていうのを知りまして、ああ、諸先輩方の議員さん、またそのとき反対した議員はこういうことで、公立病院の経営は難しいよと、なかなか黒字には難しいというので、安易に賛成できんと、ちゃんと経営の方針とかそういう基盤がはっきりしてないでは賛成できんていうことやったと思うんですよ。僕も当然、今になって気づいたんですよ。

ほんで、これから病院建設に進むに、病院経営が本当に順調にいくのかってのが非常に不安なんですよ。建設進んで、あとは経営は私たち頑張りますよと口で言われても、これが那智勝浦町の今後の財政にどれくらい影響するでしょう、町立病院の、新病院の建設ってというのは。だから、もっと確実に黒字に、赤字経営にはならんのかという確信の持てるような説明をいただきたい。

そしてもう一つ、お風呂場のほうですよ。赤字を生んで、年間300万円近く赤字を出しても、その風呂を公衆浴場として続けていかなあかん本当に必要性があるのか。ほんで今

後、いろんな議員にいろんなときで、指定管理者にしたらどうかというて言われてるじゃないですか。それも含めて、まず委員会で話したなら、この問題については委員会で一回も、ボイラーの故障あってこの改修工事をするっちゃうのを経済でも話し合われてないですよ。ただボイラーが壊れたさかいうて、黒字の施設やったらまだしも、赤字の施設に改修工事3,000万円も出すっちゃうのはちょっといかなものかと思いますよ。今後どのように考えておられます。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員の消極的意見ありがとうございます。この施設つくったのは平成10年かなんかだと思うんです。そのときは、うちは温泉という、先ほど課長も説明がありましたように、そういう面では、どこの温泉でまちおこしとかというところでは、そういう風呂をつくって、このかいわいでもそういうところはたくさんあります。そういう中で、我々としては、そのつくったときの趣旨、そしてまた補助金等、風呂のほうは県の補助をいただいているわけなんですけれども、まだ起債の償還は、まだ道のあそこの下の農産物のほうの補助金はまだ返還完了しておりません。そういう面も含めて、今後指定管理等に移す場合にあったとしても、施設自体がプラスのとこだけをするっていうわけにはいかない、マイナスの部分を抱えてプラ・マイ・ゼロになるという、そういうような形で今後の経営を考えていきたいと思っております。

今までいろいろな方策を講じてきたかという、なかなかその部分については講じてなかったと思うんですけれども、それはなぜかという、600円というその入浴料金、一般的に、この議会でもいろいろと、高過ぎるから500円に下げようとか、400円にできるやないかと言われてつつ、そういう運営をやってきたというのも事実でございます。そういう中で、我々としては、今後いろいろなこと、福祉の関係にも利用したり、いろいろな形で利活用を考えて、この施設を維持していきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 町長、消極的な意見ありがとうございます、それはないでしょう。誰もあなたに嫌みで言いやるんとかやうんやで。病院経営でも、これからの那智勝浦町の財政に大きく影響するでしょう。だから、心配だから言いやるんですよ。

ほんで、僕1期目のときは、その公立病院の経営の難しさっていうのをわからなだから賛成しましたけど、2期目になって厚生常任委員会に入らせていただいて、公立病院の経営の難しさっちゃうのが重々わかったから、本当に大丈夫かって心配しやるんですよ。これ黒字って、赤字のない、交付税処置された金額の中、一般会計からそれ以上のものが放り込まないという考えのもとで計算したんでしょう。

ほんで、その風呂ですけど、ちょっとでも赤字の部分そのままそのままずっと続けてたら、何にもあれですよ、改善しませんよ。ほんで、果たしてあの風呂が、今のあそこの民をほんまに圧迫してないのか。もしあそこになかったら、ほかの公衆浴場あるんですからね。だから、最初の、もうこの3,000万円も放り込むっていうこの機会に、どうするかっていうのを

う少し慎重に考えたほうがよろしいんじゃないですか。

消極的意見ていいですけど、心配して言うたんです。もうちょっと、そんな腹立てんと冷静に聞いてください。僕、ほんまに心配して言いやるんですから。どうですか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 黒字になるならんていう、風呂の問題でも、なるかならんかという、今350万円、風呂の部分で赤字になると言ってます。そういう部分をどこで埋め合わせるか、全体を考えながら、今ここでこうやります、ああやりますていうことを言うても、なかなかそれがどうなって言われる可能性があるんで、なかなかそういうことも言えませんが、いろいろなことは前向いて確かめながら、そういう施策も営業に対してはこれからかわっていかうと考えております。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それでは、17ページ、色川小中学校の校舎統合施設整備事業費についてお伺いしたい。

当初予算でもこのことについては予算計上されておりました。しかしながら、いろんな理由で修正されたという経過があります。

その中でも、私こういうことを言いましたね、同じことを言うようですが。昨年12月16日、私の一般質問の中で、病院の建設を優先し、他の事業の実施時期を見直すんですかとお尋ねしたところ、町長は、そういう方向で進めていきたい、こう答弁された。にもかかわらず、1週間もせんうちに、12月20日、昨年12月20日、6日しかたってないんですよ。色川小中学校の設計の入札を行われたと。おかしいと違いますか。大きな事業といたしましたら、もちろんこの色川小中学校の統合校の問題、あるいは勝浦漁港の産地水産業強化事業、あるいはクリーンセンター、またいろいろありますね、防災関係でもありますが、3つ、4つ、大きな事業が控えておるといことですね。

そこでですよ、まず病院の建設を最優先すると言いながら、繰り返しますが、12月20日に色川小中学校の設計の入札を、駆け込みなんです。2月12日に色川小学校の解体工事の入札が行われてると。3月にですよ、当初予算、3月に当初予算を計上するんやと、こんな拙速でいいんですか、拙速に。それは修正されましたがね。だから、議会の意思は、もうちょっと頭冷やして、もう少し考えてみよと。さっきの引地議員ではありませんけど、財政シミュレーションも一遍やってみたらどうかと。

こういうことも含めて、昨年は、9月までは、全部一緒くたの、クリーンセンターも産地水産業強化事業も、もちろんこの小中学校の統合、新しい新病院の建設も含めてやっていくと、短期間のうちでやっていくということでしたね。だけど、昨年6月に城本課長、財政のほうで、これじゃ財政もちませんよという話になって、いろいろ皆さんが真剣になって考えたということです。そして、3月に修正された。もうちょっと頭冷やして、もうちょっと冷静になって考えてみたらどうかと、この事業遂行に当たって、もうそういう議会の意思なんです。それが2カ月足らずのうちに、またぞろ出してくると。おかしいと思いませんか、町長、あな

た。やはり議会の意思というものはそんなくしないと。余りにも早いんですよ、提案が。あなたも議会議員だったんでしょ、以前は。議会を無視してると、意思を無視してると言わざるを得んと、私はそう思いますかね。このことについて、町長、存念を聞かせていただきたい。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

私は、その都度変われば、こういうふうにして皆さんに情動的というんですか、こういう報告を見せながら、それが1カ月であるんか、1週間であるんかということもあろうかと思うんですけども、それはできる範囲のことを考えて、このラインだったらできるというようなものが作成できれば、皆さんにお示しして議会の意見を問うというのが私の務めだと思っております。

そんなくていうよりも、早く、拙速とかそういうことを言われても、そのようにして、できる限り迅速にそういうほうも進めて、こういうパターンでやればできるんじゃないかということまで皆さんにお見せして、それを遂行していくというのが、それがあと早い、遅いという問題じゃなくて、それができたらできたときに、近日の議会の中でそれを皆さんにお示ししていくというのが筋だと思って、このような形で行いましたけれども。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それだったらですよ、なぜ12月16日に病院建設を優先してほかの事業の実施時期を見直していくんだということについて同意したんですか、私の質問に。たった6日しか違わんですよ。それだったら、ほかの事業は皆、消防防災施設整備事業費、あるいは産地水産業にかかわる予算、これ皆執行停止してあるんでしょ。取り下げてるんですよ、皆。なぜここだけ取り下げない。そりゃわかりますよ、耐震性がないというのは。以前からそういう指摘をしたじゃありませんか、私も、色川小中学校の耐震性あるんかと。それには一顧だにしないで、今になって、やれ、ああいう耐震性のないところで学童を預かっていくというのはなかなか、生徒もありますけど、中学生の、やはり安全面を考えたら早期に新しく建てかえないといけないと。そんなのは、今になって言うてる言葉なんですよ。それだったら、以前からそういうことを優先してやったらどうですか。那智中の次に色川小中学校というふうに、病院より先に。何か違うんですよ、その都度その都度、その場しのぎの政策を打ってる。計画性がない。

それで、4月14日のNHKの番組で、「サラめし」というて中井貴一がナレーションやってますね。そこの中の、小豆島の土庄町というのがあって、土庄小学校の校長先生がことし最後の昼飯やよという話の中で、128人、土庄小学校は在校生があるんですね。そこが4校統合して新しい小学校に、名前も「土庄小学校」というらしいですけどね、新しい小学校も、統合する。なぜかと。老朽化したと、土庄小学校が。だけど、財政が厳しい折、こういうことになった、厳しいから。そりゃ、どんなに小さな学校でもその地区にとっては必要ですよ。置いてほしいんですよ、皆さん、地域の皆さん。だけど、財政的な問題でなかなか難しいと、皆さんの

希望をかなえるのは難しい。そういうことでしょう、ほかの事業についても。だから、仕方なしに統合すると。

また、色川中学校に関して、私何回か指摘したと思うんですよ。中学校は教科の先生がその教科を担当すると、英語だったら英語の先生、数学だったら数学。だけど、小規模校にあっては、数学の先生が英語も国語もやると、理科の先生が社会も担当すると。そういうことになったら学習効果は上がらんでしょうという質問も、提案もしたと思うんですよ。私は、小学校は1人の先生が全教科持ってやりますけど、音楽とか体育は別としても、中学校は各教科の先生がやる。余り小規模校になると、幾つも先生もその仮免許もらって教えると。学習効果上がるはずがない。やっぱり学習効果が上がるとすれば、1人専門の先生が、教科の先生が教科を教えると、これが一番ベストですよ、その先生の能力とかそんなものは関係なしに。

だから、いろいろと考える余地があるんですよ、この小中学校に関して、統合校に関して。そういうことも考えましたか。そういうお話も地域の人とじっくり話し合いしましたか。してないんでしょう。どうですか。下君はなっただけですんで気の毒ですが、把握できる範囲でひとつお答え願いたい。

○議長（森本隆夫君） 教育長森君。

○教育長（森 崇君） いろいろと御意見をいただきましたけども、まず中学校の関係につきましては、今講師さんとか、それから教頭2人にふやしまして、それで各科目対応しております。県の教育委員会ともいろいろと話をしております。

それから、やはり1つは子供の安全・安心ですね、それと子供の学習権、これをどう守っていくかということだと思います。

それと、統廃合とおっしゃいましたけども、文科省が最近出した基準では、那智勝浦町にはもう今後那智中と勝浦小しか残らないんです。それでいいんですかっていうことなんです。ですから、例えば色川の問題っていうのは、かなり距離が離れてますから、これはちょっと別に考えましょうよということなんです。だから、例えば二、三日前に町民の方に全戸配布された議会だよりと県民の友。議会だよりは、色川を皆さんがとめたということですね。県民の友は、1面トップ色川なんですよ。そして、この2枚目も色川なんです。県としても、色川が田舎暮らしのきっかけづくりの拠点にするということなんでございます。だから、そういうことも含めて、ぜひその貴重な税金をいただくわけですけども、御理解を賜りたいと私としては切に申し上げたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 教育長が冒頭言われたことも新聞報道で私も存じてますが、まあまあこれは、ほかの小学校に関しては、中学校もそうですけど、耐震性のある新しい学校なんですね、比較的。だから、建てかえの必要がないんですよ。この土庄小学校というこの小豆島のこの町の学校は、老朽化してあると。どうしても建てかえ、土庄小学校は、ほかの小学校は知りませんよ、あと3つの小学校、どうしても建てかえが必要だということでこういう措置をしたと、統合という考え方をしたということなんです。色川の小学校の、浦神小学校みたいに耐震性の

ある学校であればこういう議論は起こらんとするんですよ。そりゃ私は、持論としては、三川小学校のときもこう言いましたよ、1人でも2人でもその学校で教育をしてほしいんやという希望があったら、そりゃ統合というのを無理強いしてはいけないと、すべきやないと、そう言ったと思いますよ、総務委員会でも。そうなんです。ただですよ。耐震性がないんですから、安全に、生徒あるいは学童を安全な場所で教育をしたいということであれば、もう数年前に新しく建てかえることができなかつた場合は統合してもらおうと、それしかなかつたんと違ひますか。安全にやってもらおうと。

それで、今教育長言われたように、地域の振興と教育とで一緒にしてもろたら困るんですよ。ほたら、地域の振興のためには、学校がなかつたら振興できんということですか。そんなことないでしょうが。浦神小学校はどうなつたん、三川地区はどうなつたんですか、太田中学校はどうなつたんですか。あそこの地域の振興はほつたんですか。そうではないでしょうが。そりゃ、建てんがための理屈ですよ、そりゃ。私はそう思いますかね。町長の公約なんですよ。だから、無理やりやらんといかんという考え方もあるんぢやないですか、それに地域の振興とかそういうものとミックスさせて、違ひますか。お答え願ひたい、誰でも結構ですわ。

○議長（森本隆夫君） 教育長森君。

○教育長（森 崇君） 先ほど言い忘れたんですけども、ここ数年後の各町内の各学校の生徒数を推計いたしましたら、ほとんどが減ります。しかし、色川小中学校はふえます。ですから、非常に、こういう表現したら申しわけないんですけど、しぶといというか、堅調でございます。もう色川だけでございます。その問題が1つ御理解をいただきたいと。平成33年で、現在よりも小中学校合わせて数名ふえます。それが1つ。

それから、湊谷議員はNHKテレビのお話をされましたけど、同じ香川県で、NHKテレビでやりました高松市の人口180人の離島、男木島のことが出てました。ここでは、学校がなくなつたんですけども、要望で、小さな学校ですけども建てたと、そしたら人口がふえてきたという事例をNHKでも紹介をしておりました。

この人口の、その問題と、当初、私が昨年教育長にならせていただいたときも、湊谷議員とその話で、地域活性化と学校の関係についてお話をさせてもらいましたけど、私はこれは非常に大きな関係があるというふうに思っております。特に昨年、増田レポートなるものが、ショッキングな事例、消滅可能性都市というのがあつたんですけども、年を越えて、それはおかしいというような本がいっぱい出てるわけですよ。ほんで、この中に何を書いてあるかということ、例えばこれ、地方消滅のわなとか農山村は消滅しないということの中に、今や若者を中心として、ふるさと定住、ここにもおられるんですけども、田舎へ戻ってきてると。その方々が子供を産んで、学校をつくっていくと。これが、学校がなかつたら全国から集まってくる。そんな問題で、色川小中は非常に私は頑張るとるんじゃないかというふうに思います。

いろいろ申し上げましたけども、まず色川小中学校の生徒は減らないということを強く申し上げたいと。浦神小学校はまた別の問題だと思ひます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） そりゃ持論ですね。まあまあそういう事例のあるところもあると思いますよ。そりゃあると思います。だけど、これはやっぱり財政的な問題なんですよね。財政も絡んであるんです。これ大変ですよ、産地水産業の強化事業もこれ、どこぞへ飛ばしたったら大変ですよ。クリーンセンターも大変でしょう。皆大変なんです。だから、最善の策ではなかったとしても、次善の策でひとつのいでいかんといかんと。財政的にですよ、逼迫してあるんです。消防防災も、防災施設整備事業費、これだって全額削除したんでしょう。というのは、財政的な問題やという、そういう答弁もあったと。やりたいこといっぱいあるんです。せめて中学校ぐらい、太田でもそうですけど、中学校ぐらいは統合しませんかと、こういうメリットもある、デメリットはこういうところもあるという、そういう協議をしてないんですね、教育委員会も町長も、地元の人と。やっぱりすべきと違いますか、ある程度時間かけて。どうしても小中学校の統合は、なかったら色川の地域振興は成り立たんということであれば、また考えることもあろうかと思いますがね。

私の以前の質疑で、その件に関してはやりましたという、やったというおごなりの答弁もありましたがね、前任者が。本当にやったような形跡がないんですね。将来、これ4億円にとどまりませんよ。もう4億二、三千万円使ってあるでしょうが。それから、体育館も建てんといかんでしょう。体育館建てるんだったら1億円以上要るでしょうが。やっぱり最初から、当初言われたように、五、六億円のお金が要るんですよ。そこらも考えてやってもらわんと。よく、生駒町長って、ずっと前の町長が、よく我々陳情に行くと言ってましたよ、町の台所も皆さんところの台所と一緒にすよと、やりたいことをやるわけにいかないと、先立つものが要るんですよと、そこらあたしも考えてくださいと、そう言われて、私は引き下がったこと何回もありますわ。

そういうことですので、ひとつもう少しじっくり考えて、やるにしても、やらないにしても、じっくり考えたほうがいいんじゃないですか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） この件については色川の皆さんとも話はしました。できたらそういう建物を新規につくっていただきたいというのが皆さんの大方の、また土地の人も、やはり小学校ということに、学校の校舎ということについては存続させていただきたいということは、私も色川のほうへ行ったときにはそういう話は伺っております。きょう来ていただいている父兄の皆さんもそういうことを望んでおられるんだろうと私は思っております。

私は、理屈をつけてあそこに建てるんじゃないくて、やはり子供というものの観点から見ても、いろいろな方面で、新しい安全な場所で教育させるというのが基本だと思っております。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 安全な場所はほかにもあるんですよ。いろいろ議論してもかみ合いませんけど。安全な場所はあそこにしかないことはないんですよ。安全な場所も、教育環境の、教育の学習効果の上がる方策もあると思いますけど。

終わります。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 濟いません、先ほど御質問のありました林道施設災害復旧費の関係でございます。

作業道の蛭川議員御指摘の場所につきましては、今回の工事費の中で対応させていただくということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 5番蛭川君。

○5番（蛭川勝彦君） 先ほど申しましたように、小さな川あって、そこに丸い土管というか、コンクリート管を埋めて橋にしてるんですけども、そこが詰まって、上を土砂がオーバーして作業道を荒らすというところがほとんどなんですね。だから、その点の工法を変えなければ、またちょっと大きな雨が降ると、すぐ作業道の復旧をしなきゃならんということになると思うんですけども、工法はどのように考えてますか。今のやってる工法と違うやり方をするつもりでしょうか。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

一例といたしまして、洗い越し工法というような工法もございますが、今後工事していく中できちっと見ていきたいと考えてございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 先ほどの17ページの色川小中学校の関係についてちょっとお尋ねいたします。

3月の時点で、その工事請負費が3億7,500万円と、これがもう本当に概算の概算で、1,500平米の、延べ建坪1,500平米掛ける25万円で3億7,500万円と。本当にもう出したらええというような金額だったんですね。そして、今度2カ月たって、工事請負費が3億9,869万1,000円と、2,369万1,000円、もうこの2カ月だけでそれだけふえたんですね。

それで、その建設費等についてはできるだけ押さえるということではいると思うんですけども、その3月時点で備品購入費500万円上がったのが、今回はなぜか上がってない。これはもう不要なんか、今後もう必要ないんか、それはわかりませんが、そういう点も全然考えられてないですね。ですから、そのこの金額自体、この総額、4億1,074万8,000円という総額出してきているんですけども、これ自体がそういう備品購入が抜かっているんじゃないかと思うんですよ。それに、地域的に、運搬とか、資材の運搬とか重機の運搬とか、いろんな距離もありますよね。そういった中で、今後この事業費自体がまたふえるおそれがあるんですね。その点、どう考えられているんですかね。

そしてあと、その児童・生徒数ですけども、教育長、33年まではここだけは減らないんだということで、この間の総務委員会でも資料もろたんですけど、確かに平成33年では、小学校が15人、中学校が10人と、25人、今よりは数人ふえてるわけですけどもね、この、見ておりました。

たら、ずっと欠学年といいまして、児童・生徒数のいない学年がずっと続いているんですよ。ですから、その教師の数もそれによって減らされるし、小学校はずっともう複式学級、欠学年の学年もあると。そういった中で、湊谷議員が言うたように、教育環境がどれだけ保たれるんかということも疑問なんですよ。

そして、この間で、あれで住民の関係のその資料をいただいたんですけども、それも見せていただいたら、口色川から直柱までで、そのゼロ歳から40代まで83名ですよ。これ、ずっと全住民数の年代のあれを欲しかったんですけども、この40歳以上書いてくれてないんで、これより上がどれぐらいあるのか、どういう状況なんかわかりませんが、ゼロ歳から40代で83人、その中で男女比で41名と42名。

それで、この30から40代の女性を見ていましたら16人なんですよ。今、それから、18から29歳が3人しかいない。3人だけなんですよ。それ以下は高校生とか小学生、中学生ですから、この方たちは、就学するかどうか、よそへ行くかもわかりませんが、それについてはちょっとこの数から減らしますけども、その18から29で3人しかいない、ほで30から40歳で16人なんですよ。ですから、この色川の人口約390人ほどあるんですけども、今、この南平野、小坂の住民、この出された資料と同じように引いたら、90人ほどあるのが引けたら、差し引き300人、口色川から直柱で大体300人です。それで、このもらった資料で、ゼロから40歳の人口83人を引いたら、約220人が40歳以上なんですよ。ですから、若い世代で、今現在ですよ、出産可能世代の女性は19人ですか。ですから、教育長、小学校、中学校はこのまま今のところはふえているんだと、子供たちは33年までは安心なんだと。ただ、それから先が、この出産に適した世代というのがもうあと6年、10年たったらもう皆さん40代も超えてしまいますし、なかなかその将来については不明なんですよ。

そういった中で、この間のこの人口消滅ですか、そういう関係で見ましたら、那智勝浦町は、1万7,000人の人口が2040年には、推計ですよ、9,222人になると。そして、出産に適した年齢20から39歳は1,351人が526人と、減少率が61.1%ということなんですよ。ですから、これから那智勝浦町もその将来に向けて、人口問題、そういういろんな問題について研究、検討せんらんのですけどもね、そういった私今示しました資料でどういうふう考えられているのか、ちょっとそれお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

まず、3月の議会のときに計上しておりました備品購入費であります。こちらにつきましては、そのときは500万円計上しております。そして、今回計上していませんのは、校舎の建設予算が認められなかったということで、おくれてくるということもありますもので、備品購入費につきましては、今後、今の学校で使っているもので使えるものは次も使っていくということで見直しもし、そして新たに、改めて当初予算等々で計上していくというふうに考えております。

それと、運搬費に関しまして、確かに地域が遠いということで、運搬等に係るものが多いは

なりますが、これについては、現在のところ特にこれには入れておりません。

それと、児童・生徒数につきましては、先ほど教育長から報告しましたとおり、33年まで、現在ゼロ歳児が入学するところまでは推計ができますので、それについてはほぼ横ばいで、ふえたり減ったりという形でいくということではありますが、その後の推計についてはなかなか出しにくいものがありますので、今の時点では何とも申し上げられませんが、これは住民の中で、特に若い女性が少ないというふうに心配もされておりますが、こういったことにつきましては、まさしく今後、今県のほうでも進めていただいておりますそういうIターン、そういった方の流入ということにも期待していきたいと思っております。

そういうことで、色川地区の集落支援員さんに聞きますと、そういうIターンの方の希望を、例えば見学等々もよく問い合わせも来るということで、今後そういった方を受け入れるということは可能性としては高いと思います。そういうためにも、こういう色川地区の小中学校の整備というのはぜひ必要であるというふうに考えております。

答弁漏れがあったらまた御指摘いただきたいと思います。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 今事業費のほうも尋ねたんですけども、そういうふうに当初のときは漠然とした金額を上げていると、そして今度については、現在使用しているものをできるだけ使用して、それであと足りない物だけについてまた今後補正ということを考えておるんですね。そういう、本当に3月のときの予算自体がほんまに大まかな、その議会を軽視したような提案ですよね。そして、これで運搬等のそういう経費も全然見ていないということは、まだまだこれがふえる可能性があるわけですね。

そして、また屋内運動場、屋内体育館、それも検討されているということで、それが約、大体1億5,000万円ぐらいはかかると思うんですよ。そしたら、もうこれ6億円からの事業費がかかってくると。そういうこともありますんで、このいただきました児童・生徒数の関係で33年度見ましたら、その小学校の児童も、ことしの671人、小学校6校ですか、それで671人あるのが、33年には565人と、120人近く減少してるんですね。これで、中学校についても今355が321と、中学校のほうは率は低いんですけども、そういうふうに児童・生徒数も確実に、もう6年たったらそれだけの、小中合わせたら140人から減っているんですよ。ですから、そのころになってまたしたら、10年たったら、町内の小中学校のその統合関係、統廃合についても議論せんなんようになってくると思うんですよ。ですから、今は、この将来のことも検討せずに、慌ててこの小中学校を建てかえますというようなことで、もう少しこの事業、約6億円ほどの事業費かかってくるんですから、再検討する必要があると思うんですが、その点、町長はどのように考えてられるんでしょうかね、それお尋ねします。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今後、ほいたら色川には新しい方、新規に入ってこられる方がなくなるということの想定の中で話しされていたように聞こえたんですけども、私は、今後も新たにこう

いう問い合わせ等、いろいろな分野でありますので、その辺は、新規にも新しい若い方が入植し、それぞれの家庭を持ってあの地区、色川地区で頑張っていただけじゃないかなと。先ほど次長も言っていましたように、そういう一つの施設としての有効なものではないかなと思っております。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） その今後の入植者に期待するというような感じですけども、耕作地は確保できるんでしょうかね、そういう。住宅のほうも、それだけ、何人も何十人も入れれるほどのその住宅があるのかどうか。

ですから、この今の那智勝浦町の状況で、湊谷議員も言いましたように、いろんな事業、新病院も含めた事業が全部先送りされてるわけなんですよ。その中で、この計画だけが特例的に進められているんですね。そしてまた、2年後、3年後には屋内運動場を建てると、そういうようなことで、これだけ特別にあなた考えてるんですね。ですから、予算の調製とか公の施設を建設するという事は町長の担当事務なんで、あなたの担当事務ですけど、やはり将来をきちんと考えていただいた中で、その今の町の状況、これから将来を見た中で検討してもらわんと、やっぱり町民の皆さんの理解も賛同も得られないと思うんですけどね、どう思いますか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そりゃ十分考えておるところでございます。そうでなかったら、こんなに悩みもしながら行政を進めるわけではございません。一生懸命今私も頭をひねりながら、担当各所で職員とも協議しながらそういうことは進めております。

そういうのがもう過去にあれば、ここ10年ぐらい前から、15年ぐらい前から、そういう部門については方向性というものは長期総合計画の中でも入れとくべきだったと思うんですけども、そういうことは入ってないわけなんで、そういう意味も含めて、議員も職員の時代からそういうことは感じておったんだったら、そういう方向も見出せれたんじゃないかなとは思いますが。私は、この職についてから、いろいろと地域の人とも接触しますし、若い方とも話しします。そういう中では、やはり必要不可欠なものじゃないかなということを感じたんで、別に政策とか、私の公約が最優先したというんじゃないしに、やっぱり地域の人声っていうのはやっぱり大事にしておくべき、していくべきじゃないかなと思います。

それが政治的な配慮というんですか、1人やから、もうほらくつといたらええんやと、高齢者がもう檜原の奥で1人しか住んでないさか、もうほらくつとけというわけにもいかない。やっぱりそこへは常に車が通れるようなことは整備してやらなければならないということじゃないかなと思います。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） あなたの答弁聞いてたら、極端にいろんな事例を出してくるんですけども、私は、その学校を何年も前からそういうふうには計画的に立って、その色川小中学校を計画的にせえとか、そういう長期総合計画の中で入れるとか入れないとか、そういうことを言うてるんじゃないんですよ。現に長期総合計画ではそういうことは入ってないですよ。

ですから、その時代の中で、その今度町立病院でも、新病院でも、66億円という金額を50億円まで下げたでしょう。それは、それだけ過疎債借りるのも厳しい、いろんな病院事業債もいろいろ厳しくなる、そうした中で、何もかも起債に頼るその中で、できる限りの病院の負担も少なくするというので、50億円まで今削ってる中なんです。そうした中で、これとは別に5億円、6億円、さあ出しましょうと、そういうあなたの考え方がちょっと納得いかないんですよ。ですから、もっと将来を考えて計画を立ててほしいと、住民の声も聞いていただいて計画してほしいということをおっしゃるんです。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 体育館と、体育館はここ二、三年の間に建てるのかとも私は言うてませんが、将来的にはその面は、今のところはできないので、できるようになればそういうことも整備できればということはおっしゃいましたが、将来のことを考えて、地域としてはどうあるべきか。いろいろと国は、ひと・まち、いろいろな仕事づくりとか、そういう地方の衰退を食い止めるためにいかに何をすればいいかということは、今国策の中で、地方創生とか地方総合戦略とか、いろいろな部分でやっつけようとしてやる中、これはその中の一環でも十分通用するんじゃないかなと、そう思います。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

2番荒尾君。

○2番（荒尾典男君） これ、補正予算、いろいろと出てきてますけど、先ほど言われた那智駅交流センター管理費のこの地方債3,120万円ですね、これは、僕はボイラーのやつは、たしか何か、予算のときか委員会で、たしか松下課長のときにちょっとお伺いしたと思うんです。あとほかに、こういうこともそうですが、色川小中に関してもそうですし、全体的なこの予算、今漂流物ですね、これ漂流物も、先ほど言われてましたけど、これらでも、きちっと出た、海岸漂流物の対策、こういうような委託もきちっと回収されやるんかっていうのが検証されてるかどうかっていうのも、お金は出しているけど、ちゃんと作業はしてるんかっていうのがちょっとお伺いしたいのと。

あと、こういうふうに関心、今いろんな予算が出てますけど、中村町長のときに、平成20年は地方債が61億6,120万6,000円です。寺本町長になってから、平成25年度で88億円で、次、今回のこれ全部やると104億円になりますよね。104億円になって、これでまだ病院建設、そして水産業強化、クリーンセンター。この前出した、145億円って出てましたよね、この前言ったときに。その金額でおさまるかどうかっていうのも、ちょっとこれ、幾ら何でもおさまらんんじゃないかって思うんですよ。15年後には財政再建団体になるって言って、僕この前一般質問したときに、そのときにはどうすればいいか言ったら、15年後まであるから考えればいいっておっしゃいましたよね。そういうふうな状況で町を運営して行って、その消極的な意見でさっき言われてましたけど、この積極的な投資が、きちっとした費用対効果が出て行って返済ができるかっていうふうなことも踏まえてやっていかないといけないと思うんですよ。今回のこの、こ

れの改修の工事ありますね。ボイラーって聞いたことあるけど、この改修工事の3,120万円というのは、これ地方債やから、これやっぱり過疎債か何かですか、これ。そういうのをちょっとお伺いしたくて。

特に住民の方々には、61億円から、現在、今度の予算終わったら104億円で借金がふえて、その先、病院したときには、15年後って言やったのが、僕早くなりそうな気がするんですよ、金額ふえてると思うんで。そこら辺もちょっとみんなに、前は僕は財政シミュレーションを町民の皆さんに公表したらどうですかっていうたら、確定してないものはできないっていう答えだったんですけど、僕はぼちぼちするべきではないかなと思いますけど。でないと、財政状況もわからずにあれもこれもっていったら、本当に、そうですよ、先ほど言われてましたけど、してほしいんですよ、みんな。してくれるっていうたらお金があると思いますし、払える力もあると思いますけど、先ほど言ったように、収益も上がらん、そういう状況の中で、どんどんどんどんこの借金だけが倍以上になっていく。せっかく財政健全化で一生懸命やってきたやつが、もう過去最大の今なってますよね、現状でも。平成4年度で68億円で、それ以降で最大のやつが平成13年の81億1,000、そしてから、それから平成20年で61億円まで下がる、その後が40億円超えて上がってますから、こっから物すごいスピードで借入れが進むと思うんですよ。そこら辺、ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） まず、議員さんお尋ねいただきました起債の関係なんですけども、ちょうど那智駅交流センターのボイラーの改修に充たっている起債につきましては、ページが12ページになりますけども、農林水産業債ということで過疎対策事業債を充てております。3,120万円を充てております。

それと、お尋ねをいただきました財政シミュレーションの関係でございますけども、15年の間に考えればいいというつもりで申し上げたつもりはないんですけども。その都度その都度、財政的なもの、先ほども申し上げましたが、短期的なもの、長期的なものを取りまぜまして、状況も変わってまいりますので、その都度その都度シミュレーションをしながら、また予算づけをしていかなければならない、事業計画もその都度その都度やっていかなければならないと思っております。

借入れに対しましては、当然、先ほど借入額がふえてるよということでおっしゃられましたけども、借入れに対しましては、減債基金の積み立てを必ずやっていかないと償還が麻痺してまいりますので、それはもう当然のことでございますので、減債基金等の積み立てに対しても対応してまいりたいと思っております。

それと、財政シミュレーションなんですけども、昨年10月ぐらいには、町政報告会、町長を初めとして、町民の皆さんに町政報告会でそのお話はさせていただきました。その前には、議員さんに対しましては全員協議会のほうで説明もさせていただきました。ただ、その内容といえますのは、全ての事業をやった状況で入れておりますので、それは財政状況は厳しくなる。ただ、やらなければならない事業もありますが、一つ一つ事業を確定しながら、やるべき事業

をこの計画の中に入れてまいりますので、当然やれない事業はできません。そこらあたりは、財政再建団体にならないように、財政運営を慎重に、事業計画を慎重に図って進めてまいります。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 時間延長します。

[16時50分・時間延長]

ほかにありませんか。

観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

海岸漂着物の関係でございます。当課といたしましては、実地検証いたしました上で、回収処理した海岸漂着物等内訳表を提出していただき、その結果、補助を出してるものでございます。

○議長（森本隆夫君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 皆さん質疑がなさそうなので、ちょっと簡単なことなんですけど、何点かお聞きします。

歳出で13ページで、財産管理費の未利用間伐材の利用促進事業委託ですね、これ県と国の補助金なんですけど、これ森林組合に委託されるっていうことで、この間伐材を利用することなんです、これ森林組合に委託されて、間伐材をあとどうされるんかというのと、それが1点と。

ほで、14ページ的那智駅交流センターの工事請負費の中で、改修に当たって、先ほど図面見せていただきましたけど、バルコニーのところに露天風呂とか、利用者の声を聞いてやられるんか、利用者をつやすための改修やと思うんですけど、その辺のところ、利用者の声を聞いてその改修に当たっているんかというのが1点と。

16ページで、道路新設改良費の中の土砂置き場ですか、これ源道橋のところの場所ですか。その辺の場所だけ聞きたいのと。

その下の消防費の中の需用費の消耗品費ですか、これ防災ラジオ、これ今までと同じラジオを予定されているんか、多分外部アンテナがなかったら入りにくいようなラジオですよ、うちもそうですけど。その辺のように検討されてあるんか、済いませませんが、ちょっとお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） まず、未利用間伐材の利用促進事業の関係でございますけども、これにつきましては、その木材につきましては、ページ11ページでございますけども、物品売払収入の中で立木の売り払いを行います。その売り払った分で間伐材を利用していただくということでございます。

それと、防災行政ラジオの購入の関係でございますけども、今まででも防災ラジオのほうは整備してきてございます。さらに希望者があるということで、本年度100台の購入をお願い

し、また追加で40台の予算を計上させていただいております。

その仕様につきましては、今までと全く同じ仕様となっております。性能については十分ではございません。場所によっては受信できない場所もございます。受信できる場所については活用をしていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

丹敷の湯の関係でございます。利用者に対するリサーチ等は今回行ってございません。当課のほうで、コストダウンと、そして同時にお客様に対してサービスをできる方法はないのかなということで、課の中でいろいろ考えた結果でございます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

16ページの道路新設改良費の補正の78万3,000円の土砂置き場の位置なんですけども、源道橋を過ぎたところはもう既に国土交通省と和歌山県が借地しておりますので、町が借りるところは、そこから約1キロほど上流のところ、県道沿いで右側のところなんですけども、吹越橋っていう、国土交通省が金山谷川の砂防堰堤の1号堰堤している下流側のところに、県道の右側に4,000平方メートルほどの民地の土地がありますので、そこを借りる予定となっております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 私も17ページのこの色川の新校舎の建設についてちょっとお尋ねをいたします。

先ほどいろいろ聞いてくださっておりますんであれなんですけど、1つ疑問に思う点が、中学校と小学校が統合するということで、それを前提に進められておりますけど、これ、図面を見せていただいても、1階が小学校、ほで2階が中学校というのかな、そういうふうな計画になってると思うんです。その中で、中学校だけをほかの学校と統合してされて、ほいで小学校だけを残すとか、そういうふうな考え方はなかったんでしょうかね。中学生の方は、やっぱりサッカーやら野球やら、そういうふうな大勢の中でまたスポーツもされたいということで、色川の学校じゃなくて、ほかの学校においでの方もおるとお聞きしておりますんで、そうした子供さんの御意見とか気持ちとか、そういうのはなかったのかなと思いつつ、そういうふうな小中統合じゃなくて、小学校だけを、地域の拠点としてでしょうね、残して、色川の場所として学校を残して、Iターンの方にも来ていただく、そういうふうな基地というたらおかしいですけど、要件にしたいということであれば、中学生になったら、今国のほうも、1時間以内の通学路やったら通学バスで統合せえというような話が盛んに今出てると思うんですよ。

そういうことは検討されなかったのでしょうか。また、地域の方とか父兄の方とか、そういうふうな話し合いは持たれたんか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（森本隆夫君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

ただいま中学校のみの統合につきまして検討されてないかという御質問であったかと思いますが、これまで色川小中学校の建設につきまして、地元の方々等との検討会を開いております。昨年3月から現在まで7回ほど開いておりますが、その中でも、特に御父兄の方等も参加していただいておりますけども、中学校を統合してという話は特に出ていないと聞いております。色川地区の皆様、その委員会のほうに参加されてる方々の御意見としましては、中学校も色川地区に整備をしてほしいという、そのようなお話であったかと思っております。そういうことで、特に中学校の、例えば那智中とか下里中との統合については特に検討はしておりません。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） そりゃ当然御父兄の方は、中学校だけはええですよというようなことはおっしゃらないと思いますよ。それは、当然当局のほうから提案して、こういう案はいかがでしょうかというような案をお出しにならなかったということなんです。当然、そりゃもうもちろん現在のままで、中学校も小学校も建てかえていただいて新しくなって、ずっとそれが一番いいんですかね。

でも、先ほど財政のことを皆さんとても心配しておられますが、本当にそのとおりだと思うんですよ。いろんな、水産事業のことにしたって、いろいろ、先ほど議員さんもお聞きになられておりましたけど、いろいろ大変で、経費がかかって、赤字で、町の負担がかかってくる、そういう事業を一日も早く進めなければならないような事業も中止し、いろんな、消防のこともそうです、いろんなことを中止しながら、何とか新病院をという中で、何とかほかの、皆さん本当にみんなやってほしいと思うんですよ、消防署でも大変だと思うんですよ、さあ地震や何やというたら、潰れたら何ともならんのですからね。そういうふうな状況の中で、いろんなところをこうして中止して新病院を進めようとしている中で、これだけ大変な、最初のとおりというんですか、これ先ほど言われてましたけど、4億何がしや言うてますけど、本当に6億円ぐらいかかってくると思いますわ。その中で、中学校だけはじゃあ我慢しようかとか、そうするとこの建設費用やって、2階建てなのが1階になったら、半分とはいかないでしょうけど、随分安く上がると思いますし、そういうふうな努力をもう一度していただくわけにはいきませんか。ぜひ検討していただきたいと思いますんですけどね。

○議長（森本隆夫君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

先ほども申しましたが、現在色川の中学校のほうに全校生徒、小中学生の生徒が入って、狭いところで授業をしております。耐震性もないというところでもありますので、この整備につき

ましては、もう緊急的に必要なものと考えております。現在の計画の中で、小中学校の統合校を建設していく、この方針で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（森本隆夫君） 11番中岩君。

○11番（中岩和子君） 教育委員会はそのように、もちろんその方向で進んでるんですから、そうお答えざるを得ないと思いますけん、町長、その点はどうでしょうかね。そこのところをもう一度考え直して、そういうふうな方向でいくというわけにはいきませんかでしょうかね。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、もう今まで回数を重ねて教育委員会のほうも議論をされてきたことと思います。後ろの方も大勢来ていて、そういうので、その方向ということ望んでおるんじゃないかなと思います。そういう意味では、今まではもう地元との話は十分協議してきたと思っております。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませんか。

7番田中君。

○7番（田中幸子君） 済いません、私も17ページの色川小学校のことと、それからもう一点御質問します。

15ページ的那智山熊野交通前の公衆トイレの委託、清掃業務委託があるんですけど、ここはどこのほうへ委託をしているのかっていうのをお聞かせください、委託場所。

〔「熊野交通」と呼ぶ者あり〕

あ、熊野交通。済いません、ごめんなさい。

それで、私がお聞きしたいことは、色川小学校のことですけども、皆さんも本当に言われて、財政のことも含めて、またお子さんのことも考えてそれぞれ質問されておられると思います。色川小学校・中学校というところでは、浦神や三川小学校に比べると、とても山の奥地のほうに色川地区があるということでは、ほかの学校に統合していくっていうことも、本当に大変な遠い距離でもありますし、その分、学校の始まる時間とかもなかなか難しい面もあるかなというふうに思います。

そこで、親御さんたちも含めて、Iターンで来られた、Uターンで来られた方々が住み続けるためにも、結婚して子供を産む、その中で地域で暮らすためには、やっぱり小学校・中学校が必要だということで町長とお話があったと思うんですけども、私も思うんですよ、将来的にこの色川地区で学校、新しい学校をつくったとして、10年後、15年度、廃校にならないために、色川地域をどういうふうに活性化するっていう町としての考えも含めてお聞きしたいなというふうに思います。

あと、それと、財政のこともたくさん御質問が各議員さんからありましたが、やはりその財政問題、とても心配です。その点では、先ほど必要なものから順につくっていくということでも総務課長のほうからも言われてましたし、できないものはつくらないということも言われてましたが、やはりその面でもとても心配な分があるんで、本当に責任を持って大丈夫な財政であるということもお聞きしたいというのと。

それから、何回も言ってるんですけども、昨年の10月に住民説明会がありました。その中で、先ほど総務課長も言われてましたが、今からこういうものをハード面で建てかえなければならぬと、病院も含めて、クリーンセンターも。冷蔵庫もあるということも話されてました。病院は、今回また出てきてるんですけども、一時的にちょっとストップして考え直そうっていうことがありました。で、このときに、集まっておられた地域の説明会のときに、やっぱり財政が大変だからっていうことで皆さん聞いたままです。それ以後、説明会もないということで。やはりこういう問題が出てきたときに、ぜひ町長、やはり色川小学校を建てかえとしても、住民の方にちゃんと説明をする必要があるのではないかと思うんですね。この地域に住んでおられる方は、どうして4億円もかけてっていう話にもなりかねないので、そこらの考えも含めて町長のお聞きしたいんですけども。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） なぜつくった、町の人にこう尋ねたら、あんなところは要らんよと言われた場合、じゃあやめましょうかと。ただ、色川のほうでどうしようっていうたときに、ぜひ我々は欲しいんですっていうたときは、多数決で決めるべき問題でもないと思うんです。これはもうやっぱり政治的判断もかかわってきましょうし、地域の人がいかに何を望んでいるのかということもあろうかと思うんで、\_\_\_\_\_赤字になっても福祉の面には金を突っ込めという中で、そういうことは、学校の教育に、子供の教育に対してそういうことがなかなか納得できないというのは私も理解しにくいところでございます。私は、この事業というのは、地域の人の声を聞いていった上で、私は実行していきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） 7番田中君。

○7番（田中幸子君） 町長、済いません、私の問い方が悪かったかと思うんですが、そういう意味ではなく、やはり誤解を、校舎を建てるにしても、やはり下崎議員が言われたみたいに、町民の皆さんにやっぱりわかってもらうような形でなければ、変な誤解も据えつけたままになってしまうのではないかと。だから、町長、もっともっと、時間がないかもしれないんですが、やはり町民に対して町長として、そういうことはどんどん説明会を開きますということで、住民の方にもっと訴えていく必要があるんじゃないかと思うんですよ。そういう面でも、ぜひ、この3月の議会の後でも、こういうことがあったんですよということも含めても、やっぱりその準備期間もあるかもしれませんが、そのごとく説明会っていうのを開いていただけるほうが一番住民の方にも納得してもらえるんですが、そりゃ100%とはいかないですが、説明をしていくっていうことは大事だと思うんです。

今回についても、やはり時間をかけてっていうことも含めて、学校を建てるっていういろんな案も出てます。そこも含めたら、やっぱり皆さんに説得っていう、そういう状況も、町の状況も含めて、財政状況も含めて必要なだっていうことをちゃんとやっぱり説明していくことが私は大事ではないかと思います。そういう面も含めて、もう一度町長お願いします。

○議長（森本隆夫君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 財政シミュレーションのお話でございます。住民に不安を与えているんじゃないかというふうな御意見にも聞こえてまいりました。

昨年の町政報告会で、町長を初めとして職員も出向きまして財政シミュレーション説明させていただきました。このときには、何度も本町のこのシミュレーションについて、病院建設等、予定されている全ての事業を行った場合にどうなるかということを中心に条件を設定して試算したものであり、多くの事業のために単純に町が破綻するものではないということは何度も申し上げてございます。ただ、今のまま、この計画のままやっていると大変な状況になる。人口減少があって歳入が減りますので、大変な状況になりますというふうなお話をさせていただきました。

このお話につきましては、そうならないように、先ほどから申し上げましたように、起債を借りたときには、あと必ず減債に積み立てをしていくとか、事業の選定を短期的にも長期的にも検討を加えながら事業計画も立てて、財政シミュレーション、見通しを立ててやっていくということで、決して財政再建団体になろうとしてるわけじゃございません。その辺は御理解をいただきたいと思います。

そして、町民に対する理解ということでございますけれども、まちづくりの地域推進会議が、必ず3月議会終わった後にやらせていただいているんですけども、今回はこの議会が終わった後にやらせていただきたいと思っております。そしてまた、秋につきましては、このシミュレーションも出したんですけども、町政報告会をさせていただきたいと思っております。そのときには、平成26年度の決算をもとにした、新たな基盤を、土台をもとにしたこのシミュレーションを、それとまた病院の建設もある程度見えてこようかと思っておりますので、またそのあたりでシミュレーションを出させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

17時14分 休憩

17時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（森本隆夫君） 再開します。

-----  
-----  
-----  
-----  
-----

-----  
-----  
○議長（森本隆夫君） -----

本件について、湊谷幸三君と引地稔治君からお手元に配付しました修正の動議がそれぞれ提出されています。したがって、これを本件とあわせて議題とします。

提出者の説明と質疑は修正案ごとに行います。

まずは、湊谷君に提出者の説明を求めます。

6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 私の修正案は、色川小中学校統合施設整備事業費の補正額4億1,074万8,000円を全部減額するということでもあります。

このことについては、先ほど質疑の中でも申し上げましたとおり、この12月16日の私の一般質問の中で町長が言われたこと、このことについてもその場しのぎの答弁でしかなかったのかと。こういうことが今後続くならば、一般質問を幾らやっても、町長の考え方を幾ら正しても、これ何にもならないということでもありますので、やはり議会で答弁あるいは言葉発したことについては責任持ってもらいたいと思います。

それで、12月22日に色川小中学校設計の入札を行ったというのもけしからん話でございますが、そういうことを言いながら、けしからんことばっかしでございます。そういう中で、私は以前からこのことについては、中学校の建設問題については、やはり学習効果を上げるためには統合したほうがいいんじゃないかと、そういう話も皆さんに提案し、理解を得たらどうかというようなお話もしました。そういう中で、財政が逼迫してるという財政当局の説明もありました。

重要問題が、重要な事業が山積しております。一步間違えれば財政再建団体に陥る可能性もあると。綱渡りでこれから財政運営を続けていかなければならないということでもありますので、この際、ひとつ地域の皆さんの御理解を得て、ほかに方法がないかということも真剣にひとつ議論していただきたいと思います。

よって、この件については拙速に過ぎるということで、修正案を提出する次第でございます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 湊谷君の修正案に対する質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

次に、引地君に提出者の説明を求めます。

12番引地君。

○12番（引地稔治君） 私は、そしたら病院費の過疎債の分ですね、9,100万円と、そして農林水産業費的那智駅交流センター管理費、これの3,120万9,000円、この2件を修正させていただきます。

修正する案の理由としましては、病院の経営というのは、公立病院の経営というのを非常に難しいということを厚生常任委員会に入り認識いたしまして、今後那智勝浦町の財政に大きな影響を、病院の運営が、新病院の運営が影響すると。病院経営、建物建ったら病院経営は頑張るんや言いやるけど、なかなか赤字を生まんと黒字、ましてやとんとんという、それぐらいは難しいと。どうしても一般会計から持ち出しせなあかんような状態になると思います。よって、私はこのことは修正させていただきます。

ほんで、この那智駅交流センターなんですけど、やはり赤字の生んでいる施設、それに対して、機械が壊れたからといって安易に直したらええというその予算の出し方についてはちょっと疑問を感じます。もっと議論すべきだと思いますので、修正案を出させていただきます。

皆さん、各議員の御賛同いただけるようよろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君） 引地君の修正案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。修正案が提出されていますので、討論の方法について説明します。

まずは、原案賛成の討論を行い、次に原案と両方の修正案に反対の討論を行います。そして、湊谷君の修正案賛成の討論を行い、最後に引地君の修正案賛成の討論を行います。

繰り返します。修正案が提出されていますので、討論の方法について説明します。

まずは、原案賛成の討論を行い、次に原案と両方の修正案に反対の討論を行います。そして、湊谷君の修正案賛成の討論を行い、最後に引地君の修正案賛成の討論を行います。

それでは、討論を行います。

5番蜷川君。

○5番（蜷川勝彦君） 原案に賛成の討論を行います。

色川地区では、30年以上前から学校の学生数が減少し、廃校の危機にあった。これを色川地区存続の危機と感じた我々の諸先輩は、学校を何とか残そうと思ひまして、新規参入者を入れることにいたしました。現在、新規参入者は160名以上色川に在住しております。国交省の推計によりますと、住民1人いることによる経済効果は年間120万円に相当します。これは、旅行者の場合ですと3万5,000円ぐらいの経済効果しかありません。それが160人以上いて、ここ何十年も色川地区で生活しております。色川地区の地域活性化委員会は、これまでも、これからも、引き続き地域参入者を継続して入れていくように努力するつもりです。その努力の結果、毎年何名かずつ、何家族かずつ新たにIターン者が入ってきておりますし、Iターン者が入ることによってUターン者もふえてきているところです。

ですから、学校があるということによって、この地域、那智勝浦町に経済効果をもたらして、また増田さんがおっしゃるように地方都市消滅の危機にありますけれども、我々がこの30年以上にわたって人を入れてきた、このノウハウというのは那智勝浦町の今後の活性化のためにも大いに役立つと思いますので、私は原案に賛成いたします。

○議長（森本隆夫君） 次に、原案と2つの修正案の全てに反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） それでは次に、湊谷君の修正案に賛成の討論はありませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 先ほども質疑をさせていただきましたが、やはり今後将来に向けての検討、その人口減少問題、いろんな少子・高齢化、そういう検討も今後必要となってくる、そうした中で、全然まだ那智勝浦町では検討されていない。そうした中、そしてまた、そのいろんな高額な諸事業を抱えている今の中で、その病院関係についても、まだはっきりとした、確定した事業費が決まっていない、今大枠が決まっただけでまだ決まっていない。そうした中で、早急にこの色川小中学校の建設について進めることについて、まだまだ再検討の余地があるというようなことで、私は、町民の皆さんの理解を得た中で今後進めるべきだということで、再検討をお願いしたい、そういうことで、湊谷議員の修正議案に賛成します。

○議長（森本隆夫君） 次に、引地君の修正案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 原案に賛成の討論はありませんか。

10番山縣君。

○10番（山縣弘明君） 少子・高齢化、若者の流出が全国で問題となっており、全国から注目されている色川の今のこのポテンシャルが国の地方創生戦略にも合致するものであるというふうに私は考えております。例えば27年度事業の地方への新しい人の流れをつくる政策パッケージに、学校・家庭・地域の連携協力推進9億2,000万円や、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる政策パッケージとしての1億6,000万円などの事業があります。

豊かさや優しさがあふれる町を目指す那智勝浦町として、未来を担う大切な子供たちを育むための環境整備が、安全で安心な学びやの整備が、持続可能な地域づくりの場が、そして地域住民の交流拠点が必要であると私は考えます。よって、原案に賛成いたします。

○議長（森本隆夫君） 次に、原案と2つの修正案の全てに反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 次に、湊谷君の修正案に賛成の討論はありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 次に、引地君の修正案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 戻ります。

原案に賛成の討論はありませんか。

1 番左近君。

○1 番（左近 誠君） 私は、先般の3月議会において修正案に賛成いたしました。理由は、明快な資料もなく進めることは議会軽視、再度はっきりとした形で資料を整え、議案を提出すべきとしました。

今回、資料を整え提出をされております。

私は、学校は地域のコミュニティーの核とっております。保育所や高齢者福祉施設、また図書館などと連携した複合施設であります。また、PTAの活動やボランティア活動などの拠点として活用されております。また、学校は、地域の防災拠点として、災害の避難場所として地域の中に存在しております。

このような施設整備によって、若い世代など、地域住民との交流、また活性化、連携、進んでおります。学校廃校は、子供を持つ若い世代などが地域の外に流出いたします。25年後の2040年では、本町は人口9,000人台とも言われております。過疎化スパイラルが進み、地域はさらなる人口減少に苦しみます。

私は、色川地区は、山間部に位置し、曲がりくねった道を毎日子供たちが通います。冬場の短い時間では、また積雪、路面の凍結などで悪条件のもとに通学いたします。子供たちには体力的、精神的に対応できるのか心配しております。

学校廃校問題は子供たちの教育の問題であります。地域の課題でもあり、日本全体の将来のあり方の問題でもあると考えます。よりよい勉学環境をつくることは私たちの努めと考え、学校建設案に賛成いたします。

○議長（森本隆夫君） 次に、原案と2つの修正案の全てに反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 次に、湊谷君の修正案に賛成の討論はありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 次に、引地君の修正案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） ほかに討論ありませんか。

9 番松岡君。

○9 番（松岡大輔君） 原案に賛成の討論で。

○議長（森本隆夫君） わかりました。

○9 番（松岡大輔君） 私も、前回も同じようなことを言わせていただいたと思うんですけど、小学校・中学校の生徒が、まず一番に安全に日々を学んで、学校で学んで授業を受けれるということなんです。だから今、他の議員さんも、統合とかというお話も出ておりました。それが、

その統合に関して、今まで統合に賛成の議員さんはどこまで調べられたのか、統合に対して、すぐできるものなのか、バスとかいろんな経費もそれなりにかかってくると思うんですけど、私は、色川にしてもそうなんですけど、とにかく学校校舎を建てることに反対されるそれなりの事情があって、わかるんですけども、それならその方が色川にちゃんと来て、皆さん、住民のお話の意見も聞いていただいて、ほんでその上で両方に納得、住民の方々にも納得していただいて、それで初めて次のステップに進んでいけると思うんですけど、皆さんも、行ってくださった方もおられると思いますが、とにかく住民の方々が今までずっと御努力されてきて、一生懸命頑張ってこられて、40年前から過疎化対策のIターンとかUターンの方をずっと受け入れて、家も探して、いろんな御努力をなさってこられました。だから、私もそういうことをずっと考えますと、やはり一日も早く、いろんな、町長がすぐに、1週間後でころりと変わられたとかというお話もございましたけども、私は、確かにそういうのを問題にされるのも仕方がないかなと思いますけども、やはりそのとき人間といいまして、いろんな予算といろんなとき、そのときそのときで、やっぱり思いが変わったり、考えが変わったり、こうしてやろうかなと思ったことも日常あると思います。確かにこれは大きいことなので、そういうことがあってはだめなのかもしれませんけども、その辺のことはちょっとよく、ちょっといいほうに考えていただいて、一日も早く色川の子供たちがちゃんとした頑丈な建物の中で一生懸命勉強できるように、そして統合につきましても、その辺のこともしっかりこれから先、何年か先に、本当に児童数が少なくなってきたり、人口が減って、過疎対策を一生懸命なさってくださっている方の人数とか人口とか、そういうのを見守って、統合のことも考えていったらいいと思うんですけど、今はまず、もうここまで子供たちが待ちに待って楽しみにしております新校舎ですので、何とか御理解の上、建築のほうをよろしくお願い申し上げます。

以上です。ありがとうございます。

○議長（森本隆夫君） 次に、原案と2つの修正案の全てに反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 次に、湊谷君の修正案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 次に、引地君の修正案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

これから議案第46号について採決を行います。

採決の順序についてあらかじめ申し上げます。まず、湊谷君の提出の修正案について採決し、次に引地君提出の修正案について採決します。最後に、残る原案について採決します。

まず、湊谷君から提出された修正案について起立によって採決します。

湊谷君から提出された修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森本隆夫君） 起立少数です。したがって、湊谷君提出の修正案は否決されました。

次に、引地君から提出された修正案について起立によって採決します。

引地君から提出された修正案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森本隆夫君） 起立少数です。したがって、引地君提出の修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森本隆夫君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第47号 平成27年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（森本隆夫君） 日程第20、議案第47号平成27年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） 議案第47号平成27年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

議案とともに資料を2部ほどつけさせていただいております。資料のほうは、議案の説明後、後ほど御説明をさせていただきます。

それでは、議案の1ページをお願いいたします。

第1条、平成27年度那智勝浦町立温泉病院事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、平成27年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入が資本的支出に対し不足する額を3,621万円に改める。）

収入でございます。

第1款資本的収入、既決予定額4,009万7,000円に補正予定額2億67万6,000円を増額し、計2億4,077万3,000円とするものです。

第1項企業債、既決予定額1,000万円に補正予定額9,100万円を増額し、計1億100万円とするものです。

第2項負担金、既決予定額3,009万7,000円に補正予定額1億967万6,000円を増額し、計1億3,977万3,000円とするものでございます。

支出でございます。

第1款資本的支出、既決予定額7,418万3,000円に補正予定額2億280万円を増額し、計2億7,698万3,000円とするものです。

第1項建設改良費、既決予定額5,565万4,000円に補正予定額2億280万円を増額し、計2億5,845万4,000円とするものでございます。

第3条、予算第5条に定めた債務負担行為のできる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事項、病院施設整備事業費、期間、平成28年度から平成29年度、限度額、34億6,800万円でございます。

第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目(1)職員給与費、既決予定額11億3,699万2,000円に補正予定額1,655万3,000円を増額し、計11億5,354万5,000円とするものでございます。

2ページは、予算に関する説明書、実施計画となっております。内容につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので、省略をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。資本的収入及び支出の収入でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、既決予定額1,000万円に補正予定額9,100万円を増額し、1億100万円とするものでございます。

項1負担金、目1他会計負担金、既決予定額3,009万7,000円に補正予定額1億967万6,000円を増額し、1億3,977万3,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2新病院建設事業費、既決予定額332万5,000円に補正予定額2億280万円を増額し、2億612万5,000円とするものでございます。節区分の2病院施設整備費で1億8,200万円、これは施設整備総額を36億5,000万円とし、その5%を前払い金として計上させていただいております。節区分3工事請負費で400万円、これにつきましては、新病院の建設予定地の砂ぼこり対策として、簡易舗装に係る概算費用でございます。節区分4給料798万円、節区分5手当467万4,000円、節区分6法定福利費389万9,000円、節区分7旅費18万7,000円、節区分8消耗品費6万円につきましては、新病院建設室2名分の人件費及び事務費でございます。建設改良に係る人件費ということから、資本、第4条予算のほうに上げさせていただいております。詳細につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

4ページ、5ページは補正予算給与費明細書でありますので、説明を省略させていただきます。

それでは次に、添付資料のほうの説明をさせていただきます。

恐れ入ります。資料1の表面をお願いいたします。

まず、新病院の機能でございますが、診療科目につきましては、内科、整形外科、リハビリテーション科を基本とし、常勤医の確保を念頭に、その他応援医師による診療科における採算

性及び患者数の将来変動の見通し、中心となる先ほどの3科との連携を踏まえ、本予算を御可決いただいた上は、現在派遣をいただいている中心となってございます和歌山県立医科大学医局等の現況と意向をお聞かせいただきに参りまして、最終的に確定していきたいと考えております。

病床数につきましては、現在の稼働が100床前後から120床前後であること、また交付税措置上、許可病床数から稼働病床数に変更となることなどを踏まえまして、一般病床と療養病床を兼備し、将来の病床転換に対応可能な病床数及び構造にしたいと考えております。

2の施設整備計画についてですが、施設規模としては、8,500平米程度を想定し、本地域の中核病院として、機能性、安全性、防災性の高い施設整備を方針としております。

3、事業計画についてです。

まず、整備手法としまして、先ほどの方針に見合った病院を早急に建設するため、新病院建設の設計見直し及び施工については、設計段階から施工業者の知識・技能・技術・ノウハウ等を最大限に発揮でき、また工期の短縮及びコスト縮減が図れる設計施工一括方式、いわゆるデザイン・アンド・ビルド方式とし、業者の選定方法は、病院建設の設計業務及び建設工事に実績と経験のある事業者から技術提案及び価格提案を評価審査する公募型プロポーザルによる総合評価方式といたしたいと考えております。

裏面のほうをお願いいたします。

建設事業費及び財源についてです。建設事業費につきましては、本計画策定段階における、先ほどの主な条件をもとに試算したものであり、財源につきましては、地域医療再生臨時特例交付金、過疎対策事業債、病院事業債及び自己資金を予定してございます。

下のほうの表をごらんください。

平成26年度までの執行額として、造成工事関係費3億396万1,000円を初め、合計5億9,735万8,000円を執行しております。

今後の概算事業費は、施設整備費を上限36億5,000万円とし、医療機器整備6億5,000万円初め、合計44億264万2,000円を見込み、総事業費の上限を50億円としております。

次に、恐れ入ります、資料2のほうの新病院の建設スケジュール案をお願いいたします。

上段が今までの当初の計画のスケジュールになってございます。下段が見直し後の新計画のスケジュールになります。

下段のほうを説明させていただきます。

平成26年度後半から今年度初めにかけて基本計画の見直しとございますが、その内容は、先ほど説明させていただいた病院機能である診療科、病床数及び施設整備計画として、施設規模、整備方針、整備手法、建設事業費及び財源等の見直しを行ってまいりました。

続いて、平成27年の今月ですが、現在プロポーザルに係る仕様書作成業務の準備を行っております。予定では、6月末にはプロポーザルの告示を行い、8月ごろには技術提案書を提出していただき、8月末から9月にかけて審査及び契約という流れで進めたいと考えております。

業者が決まりますと、そこから基本設計、実施設計、確認申請で約11月を想定しており、建

築工事を来年の8月ごろから16カ月で、平成29年11月に完成し、開院準備を経て、平成30年2月ごろの開院を予定したスケジュールを現在考えております。

補足になりますが、新計画の設計に関しましても、現在までの当初計画の実設計におけるヒアリング等における内装、床材の仕上げあるいは各機器の整備関係、電気関係、資機材等、さまざまな比較検討資料、使えるものもたくさんございますので、それらを御提案いただいた業者に提供し、参考にしていただくことにより設計業務等が効率よく進むものと考えております。

説明については以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

12番引地君。

○12番（引地稔治君） この3ページの、この僕前払い金というのは余りちょっとわかりにくいんですけど、前払い金というのは、このプロポーザルですか、これに契約した業者との契約したときの着手金というんですか、前渡金というんですか、そういう形のものなんですか。

○議長（森本隆夫君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

実際提案していただいた価格によるんですが、一応議員おっしゃっていただいたとおり、そういう名目に値するものでございます。事業着手するに当たって、その着手金に当たるようなものでございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 濟いませぬ、ほんでちょっと心配なんで確認なんですけど、この総工事50億円っちゅうのは、もう工事かかってきてから、また補正組んで、1億円足らん、2億円足らんとか、そういうことのないようにどえらい心配してるんですけど、この50億円っちゅうのは、町長、もう完全に頭ですか。

○議長（森本隆夫君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その50億円以内でおさめていきます。

○議長（森本隆夫君） 12番引地君。

○12番（引地稔治君） 十分、町長今の言葉、気をつけて忘れんように、後でまた、いや足らなんだってということのないように十分気をつけてやってください。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 今50億円というお話もありましたが、実際は44億円なんですね。50億円というたら、今まで使った金も入った中でこの金額ですんで、44億円の病院を建てるということでしょうね。

それで、この新病院建設スケジュール案というのがありますけど、仕様書作成業務、これどなたが仕様書をつくるんですか。我々も含めて、皆さんこの病院については素人ですんで、このプロポーザルをお願いするのに、プロポーザルでもってこれを、この業者選定をするんです

ね。この仕様書作成ということについては大変重要だと思うんですよ。南紀園でも、町長も御存じかと思えますけど、南紀園でも、京都繊維大学というんですか、繊維何とか大学というのありますね、公立の。あの大学の教授を含め、あの研究室の先生方をお願いしてこれをつくってもらたということもありますんで、それより大きな事業ですんで、どなたにお願いするんか。専門家ではないと仕様書つくれませんよ、これ。その点についてお伺いしたいと。

それで、このスケジュール案では消費税指定日というのがあって、これまでには確認申請も終わりたいというお話も聞こえてきますが、実際工事にかかるのは、やっぱりこの確認申請が終わってからじゃないと工事にかかれませんか。そしたら、この時点で、消費税今8%です、ね、10%になるんです、ね、10月から、28年10月から。これ、8%のやつを10%になるんやけど、その10%に適用されんのですかね、課税されんのですか。というのは、いろいろな資機材にしても、そのときそのとき、生コンでもそうです、ね、そのとき買わないと、買い置きなんかできませんので、ほたら当然そのときは消費税2%分上乗せしてこの業者が買わんといかんと、購入せんといかんということですから、皆さん言われたように、この前に契約しといたらこの消費税8%で済むんやというのがどうも合点いかんのですけど、その点についてどうなんですか。

○議長（森本隆夫君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

まず、仕様書についてですが、現在コンサルで委託契約をしていただいております業者のほうに委託をして原案を作成していただいております。それを踏まえて、審査委員として予定していただいている審査員で最終的に確定をしていきたいと考えてございます。

それと、消費税の件なんです、先ほどの10月1日の指定日以前に契約が成立しておれば8%のままいくということをお聞きしてございますので、それも踏まえて今年度中に契約をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

濟いません、補足させていただきます。

そのプロポーザルの審査委員の予定なんです、医療系外部有識者として和歌山県立医科大学の教授、また建築系外部有識者として県のほうの専門知識を持った方2名、その他副町長、当町の建設課長、病院長、看護部長、そして私を委員構成として予定してございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） それじゃ業者のほうもかなわん、ね。もう10%になってから資機材を購入して。そしたら、この分上乗せして見積もってくると思いますよ。幾ら拙速にやったところで、業者がですよ、この分2%を上乗せした額で提示してくるということであれば一緒です、ね、そういうことがもし、事務長の言うようにもしそれが本当なら、正確であれば、うそ言うてるとは言いませんよ、正確であったとしても、大して、ここまでにせかしてやったところで、そんなに変わらんと、ね。そりゃ考え方の相違かもしれませんがね。

その審査委員、やはり、そりゃもちろん病院のほう、病院の先生方あるいはお医者さん方にも見て、入ってもらわんといかんと思うんですけど、やはりこの建築の専門家、設計事務所も含めて、そういう方に入ってもらわんと、なかなかうまくプロポーザルに選定したからというてうまくいきませんよ。よっぽどこのことについて堪能な方に入ってもらわんと。だから、真剣になって、もう50年や40年建てかえることはできませんので、やっぱり適当な人を選任していただきたいと思いますわ。ここにおる皆さんは皆素人ですんでね、私も含めて。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森本隆夫君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） 消費税のことに關しまして、議員おっしゃられる部分もひょっとしてあるかもございませぬが、業者から提案を受けるのは、あくまでも36億5,000万円上限として提案していただいて、こちらの先ほどの基本計画に準じた病院を御提案いただくことを考えてございませぬので、その点御了解のほどよろしくお願ひいたします。

また、先ほどのプロポーザルの審査委員に關しましては、特に建築系外部有識者ということで、本町建設課長を通じて県のほうの非常に高い知識を持った方を御紹介いただく予定としてございませぬので、その点も御了承のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（森本隆夫君） 6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） しつこいようですが、この44億円でひとつ設計施工するということはもう間違いないんですね。もしもで、もしもの話ここでやってもしょうがないと言われればそうですけど、私、44億円で本当に100人収容の病床数を持った病院、総合病院が建てれるかなという危惧もあるんですけど、これについては、44億円だと、コンサルのほうではもうよく公募してくるゼネコンがあるよというお話でしょうね。これは間違いないんですね。

○議長（森本隆夫君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） 病院の建物と外構及び職員住宅含めての実際の施設整備費は36億5,000万円です。これをあくまでも上限として技術提案を受けて施工をしていきたいと考えてございませぬ。

以上です。

〔6番湊谷幸三君「済ませぬ、もう一つ」と呼ぶ〕

○議長（森本隆夫君） ええ。

〔6番湊谷幸三君「聞き忘れたんで、1つ」と呼ぶ〕

○議長（森本隆夫君） どうぞ、6番湊谷君。

○6番（湊谷幸三君） 135床でもって駐車場を、135床の病院の駐車場ということで計画してましたね。広さもあると、十分ある。今度120床、あるいは110床になるかもしれませんね、そのものによっては。それでもやはり、あの広大な土地に駐車場として整備していくんか、駐車場用地として今確保しているところへ駐車場として整備していくのか、その点1つお聞きしたい。

○議長（森本隆夫君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） 技術提案を受けて、建物がどのぐらいの規模になるかということは

まだきちっと当然わかってごさいませんが、残りの部分については、当然駐車場として整備していく所存でございませう。

以上でございませう。

○議長（森本隆夫君） ほかにありませうか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっと1点、債務負担行為についてちょっと確認させていただきます。

28年度から29年度で34億6,800万円の債務負担行為、2カ年でやってるんですけども、一般会計のほうから、一般会計の債務負担行為が17億1,600万円、それで残りの17億5,200万円が、これ病院事業債だと思うんですけども、そのとおりなのかどうか、まずお聞きします。

○議長（森本隆夫君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

今年度の予算計上されてる1億8,200万円を含めて合計で36億5,000万円の事業費のうちの28年度から29年度分の債務負担行為が提示させていただいてる額でございませう。一般会計の債務負担行為との差額は、病院の企業債を予定してございませう。

以上でございませう。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） そしたら、その一般会計のほうのその債務負担行為、この過疎債だと思うんですけども、これが5年据え置き25年償還、そしてこの病院事業債も5年据え置き25年償還ということで今まで聞いてるんですけども、それに間違いないのかどうかと。

そして、この病院事業債、17億5,200万円ですけども、その5年後、元金を支払い出すとなると、その償還の確保は大丈夫なのかどうか、その点ちょっとお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） 起債の償還につきましては、病院事業債は5年据え置き30年償還かと思ひます。過疎債のほうも、同じく5年据え置き30年償還……

〔3番下崎弘通君「25年です、これ」と呼ぶ〕

ああ、25年。合計、合計で30年。済ませませう。償還始まったら、当然償還に係る財源とかそこら辺は、当然今後の病院経営含めて、健全経営を行いながら、そこら辺の財源は確保していく所存でございませう。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） その病院経営に十分注意していくということなんですけど、引地議員も心配してたように、償還額と、そして病院の経営の収支、それが今赤字経営というようなことなんで、ですからそれが一番心配になるんで、今後その病院のその収支のシミュレーションについては十分きちんとした形で把握していただひて、またお示し願ひたいと思ひます。

以上です。

○議長（森本隆夫君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） 議員御提案のとおり、今後当然経営シミュレーションについては、  
今まで以上に細かく検討を重ねていきたいと考えておりますので、随時また議員の皆さんに御  
報告をさせていただきたいと考えております。

○議長（森本隆夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第47号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21 議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（森本隆夫君） 日程第21、議案第48号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題  
とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第48号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説  
明申し上げます。

〔議案第48号朗読〕

固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、現委員の清水馭三央氏の任期が平成27年7月  
17日をもって満了となります。後任といたしまして、長雄正紘氏を選任いたしたくお願いする  
ものでございます。

長雄氏は、昭和40年4月から医療技術員として新宮市立市民病院に入職、平成15年3月、新  
宮市立医療センターを退職されてございます。また、平成25年4月からは、平成27年3月末ま  
で市野々区長を務められております。

御同意をいただけましたならば、任期は平成27年7月18日から平成30年7月17日までの3年  
間となります。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（森本隆夫君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第48号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

18時38分 散会